

## 第 1 章：テューダー王朝

(便宜上、訳者が暫定的に節に分けた)

第 1 節：国民と国家の成立、議会の成立、強い君主の必要性 .....	3
第 2 節：ヘンリー 7 世.....	9
第 3 節：ヘンリー 8 世.....	11
第 4 節：宗教改革.....	16
第 5 節：エドワード 6 世、メアリー 1 世.....	19
第 6 節：エリザベス 1 世.....	21
第 7 節：カルヴァン主義の体系.....	27
第 8 節：祭服論争.....	30
第 9 節：長老制システム.....	35
第 10 節：イングランドの監督制.....	39
第 11 節：グリンダル、カンタベリー大主教に.....	41
第 12 節：預言集会.....	43
第 13 節：ウィットギフト、カンタベリー大主教に.....	48
第 14 節：マープレリット論争.....	52
第 15 節：フッカー.....	55

第 16 節：エリザベスの最期・・・・・・・・・・ 59

第 1 章：参考文献略語表・・・・・・・・・・ 61

## 第1節：国民と国家の成立、議会の成立、強い君主の必要性

(449<sup>1)</sup> - 1272年：国民統合)

イングランドの歴史の最初の8世紀間は、国民統合の8世紀間だった。徐々に小さな部族がより大きな王国に統合され、王国どうしが統合されて国民(nation)が誕生した。ノルマン人による征服は種族的対立を新たに生み出したが、領土的対立を和らげた。そのあとイングランド人とノルマン人が1つに融合されていく過程が続き、それはヘンリー2世<sup>2)</sup>の時代に完成した。そして、階層間の連合が、ジョン王の専制やヘンリー3世の外国益への従属に対してなされた共通の抵抗という絆によって強められた<sup>3)</sup>。幸いなことにイングランドは、ヘンリー3世の息子<sup>4)</sup>の中に完全なるイングランド人であり、かつ、単に愛国的であるばかりでなく有能な国王を見出した。

(1272-1307年：エドワード1世の時代)

エドワード1世<sup>5)</sup>が成年に達したとき、国はまさに内乱に突入しようとしていた。そして、彼が死んだとき、彼はイングランドをこぢんまりとした、調和のとれた、一つの国にまとめてあげてこの世を去った。たとえどんなにまだ強力な王権が必要であったとしても、国の進むべき方向を決める仕事をつつがなく国民自体に任せられたことは、早期に国家(state)と国民(nation)が確立されたことの結果であった。イングランドではフランスとは異なって、専制的な国王と乱暴で圧政的な封建諸侯との間の選択、すなわち、1人の専制者対1000人の専制

- 
- 1) 449(年)：サクソン人の首長ヘンギストとホルサによって率いられた最初の征服的渡来があったとされている年。(『アングロ・サクソン年代記』による)(山川イギリス史1, 74-75頁)
  - 2) ヘンリー2世：Henry II (1133-1189, 在位：1154-1189) プランタジネット朝最初の王。(ref: Thomas K. Keefe, *Henry II*, DNB)
  - 3) 階層間の連合が・・・：本章4頁「大バロンたちは政府に反対するにおいて、自分たちより身分の低い騎士や土地の自由保有権者と団結しなければならない必要性を見出した」
  - 4) ヘンリー3世の息子：エドワード1世のこと。
  - 5) エドワード1世(1239-1307, 在位1272-1307)(ref: Michael Prestwich, *Edward I*, DNB)

者の選択しかなかったわけではない<sup>6)</sup>。国王が法に従って統治を行い、その判断を国民的会議の意思表示に委ね、それによって皆に関わる事柄は皆の同意を得るとというのが、エドワード1世によって受け入れられた統治の理想であった。

(エドワード1世の議会)

議会政体を築くための素材は間違いなくエドワードにはそろっていた。ノルマン王朝の王たちが開いていた大会議<sup>7)</sup>は、古代アングロ・サクソン時代の賢人会議<sup>8)</sup>の封建的な形での焼き直しにすぎなかった。それがその後、修正が加えられて、最終的には現代の貴族院の形をとるようになった。ウィリアム征服王とその息子たち<sup>9)</sup>の治世の間、大会議はしばしば開催された。ヘンリー2世<sup>10)</sup>の代になると、それはより頻繁に開かれるようになった。そして、当時の重要問題に参画し、王によって提案された改革案に裁可を下すようになった。ジョン王とその息子<sup>11)</sup>が王座にあったとき、大バロン<sup>12)</sup>たちは政府に反対するにおいて、自分たちより身分の低い騎士や土地の自由保有権者と団結しなければならない必要性を見出した。そこで当時、後者<sup>13)</sup>の代表が前者の会議に出席し始めた。貴族と国王の闘争の終わり頃、シモン・ドゥ・モンフォール<sup>14)</sup>が自分の党派を支持しそうな

---

6) つまり、専制的な国王が立てば、荒くれ封建諸侯が立たなくなる。荒くれ封建諸侯が立てば、国王が立たなくなるといった関係にはなかった。

7) 大会議：Magnum Concilium or Great Council. 貴族院 (the House of Lords) の前身。

8) 賢人会議：アングロ・サクソン時代の国民会議。“witenagemot” (ウイテナゲモート)。

9) その息子たち：ウィリアム2世とヘンリー1世

10) ヘンリー2世：プランタジネット朝最初の王。ノルマン王朝3代目の王ヘンリー1世の娘マチルダが、フランスのアンジュー伯ジョフロワ・プランタジュネと結婚してその間にできた子。ヘンリー1世の死後、その甥のステューヴンが王位についていたが、1154年にステューヴンが死に、ヘンリーがヘンリー2世としてイングランド王位を継ぐ。

11) その息子：ヘンリー3世

12) 大バロン (great baron)：国王の受封者 (baron) の中で有力な者で、大会議 (the Great Council) に出席する者。上級バロン。

13) つまり、騎士や土地の自由保有権者。

14) シモン・ドゥ・モンフォール：8代目レスター伯シモン・ドゥ・モンフォール (c. 1208-1265) (ref: J. R. Maddicott, *Monfort, Simon de, eighth earl of Leicester*, DNB)

2、3の自治都市の代表を招いた。これらの変化から得られる利点<sup>15)</sup>を賢いエドワードが見逃すはずはなかった。彼は少しも悔いることなく、また、いかなる類いの留保もなく、すぐに己れの権力の限界を受け入れた。そして、かくして形成された議会に己の立法活動を委ねた。また、もっとも重要な行政上の措置に関して、議会のアドバイスを求めた。さらに、恣意的課税という彼の権力の最後の残りも、いささか不承不承ではあったが、議会に譲った。

#### (イングランドの議会に基づく統治)

エドワードは報われた。彼の平時と戦時における功績は偉大であったが、イングランド議会は人間によって打ち立てられたもっとも崇高な記念碑であった。将来イングランド議会が、「長いイングランドの君主の歴史の中で、もっともウェストミンスター・ホールや議事堂と関連づけられて思い出されることを主張できない人物<sup>16)</sup>によって現在不似合いに占められているパレス・ヤードのその場所に、エドワードの像こそあってしかるべきだ」と考える日も来るかもしれない。エドワードの頃から今日に至るまでずいぶんいろんなことが変わってきたが、それでも主要な点のすべてにおいて、今日のイングランド議会は偉大なるプランタジネット朝のもとに集まった議会とちっとも変わっていない。とくにその主要な栄光を構成する部分においてそうである。すなわち、それは単に一階層や社会の一部を代表するものではなく、いついかなる時点においても議会に代表を送り込むことができるすべての階層、すべての部分を代表しているという点である。イングランドに存在するすべての社会勢力が、議会において存在感を醸し出している。そこでは知性、道徳的価値、社会的地位、富、さまざまなものが出てくる。貴族と高位聖職者、騎士と自治都市民が、これまでと同じように法律作りに参加している。なぜならば、各階層が自分たちの意見を形成することができ、それが今度は確実に国の全体的意見の一要素となるからである。また、各階層が、作られた法律を実行に移す義務を共有するように運命づけられているからである。

これに劣らず重要だったことは、議会に登院してくる者は、自分自身のちっぽけな利益のために登院してくるのではなく、国の代表として登院してこなければ

---

15) これらの変化から得られる利点：つまり、国の各層の代表が集まっている。大バロン、騎士、土地の自由保有権者、自治都市の代表。ここで合意をとれば政治がやりやすくなる。また、彼らに決めさせれば彼らは自分たちで決めたことを守らなければならない。(当時は一院制)

16) リチャード1世のこと。(ref: Wiki, Eng, 'Richard Coeur de Lion (statue)')

ならないということである。幸いなことにエドワード 1 世の議会を構成した者たちは、この教訓を長期にわたる恣意的権力との闘争の中で学んでいた。そして、真に国民的な王の相談に与るために召集されたとき、そのことを忘れなかったであろう。だからこそ、一見国家を分裂させるように見え、ある者たちの目には統治に弱さをもちこむことになりそうに見えた措置<sup>17)</sup>も、むしろその力をいや増すばかりだったのである。エドワードが彼の父よりもはるかに強力な君主だったのは、彼の並外れた才能によるというよりも、むしろ彼が権力をより幅の広い土台の上に築いたからなのである。

(1307 - 1399 年、強い君主の必要性)

しかし、統治の基盤は広くなったが、14 世紀のイングランドは強い君主制なしでやっていけるような状態ではなかった。国民の目的は、17 世紀とは異なって、政府によって行使される権力の制限にあるのではなかった。それが君主のために使われるのではなく、国民のために使われることの保証を得ることにあつた。ゆえに、国王としての義務を果たすことを己の目的とした国王は、みな人気を博した。しかし一方で、義務を怠り、己の高い地位を利用して己や己のお気に入りの欲望を満たそうとした国王は、勃興しつつある国民にとって災難以外の何ものでもなかった。イングランドは手綱をとる強い手を必要としていたのだ。そして、それが何であるかをよくわかっていた。いかなる犠牲を払ってでも、政府が確保されなければならなかった。さもなければ、無政府状態がそのもっとも奔放な形で始まってしまおうであろう。

(『農夫ピアーズ』からの例)

人々が国王の務めに関してどのような思いを抱いていたか、エドワード 3 世<sup>18)</sup>の後半の時代に生きた、とある作家<sup>19)</sup>によって見事に表現されている。ラットた

---

17) 措置：つまり、エドワード 1 世が、国のすべての階層の代表を一堂に会させて、そこで立法を行わせたり、あるいは、そのアドバイスを聞いて統治を行うという統治方式をとるようにしたこと。

18) エドワード 3 世 (1312–1377, 在位 1327–1377) (ref: W. M. Ormrod, *Edward III*, DNB)

19) とある作家：William Langland (c.1325–c.1390) 詩人。 *The Vision of Piers Plowman* (農夫ピアーズの見た夢) を著す。(ref: George Kane, *Langland, William*, DNB)

ちがネコに鈴をつけようとするというよく知られた寓話が語られたあと<sup>20)</sup>、その作家はさらに自分で作った話を付け加える。すなわち彼の話では、ネコはもちろん国王を表す。ラットは貴族、マウスは平民を表す。ラットたちの会議が終わり、すると、マウスが前に進み出てくる。そして、会議で演説を始めようとする。(その頃は、会議は大勢のマウスたちで成り立っている。)彼は警告する。「マウスは、ネコの命をねらう試みにはもちろん、権力を奪うような試みにも参加しないほうがいいだろう」と。そして、こういう。「私は父からしばしば聞いてきたのだが、その昔、ネコがまだ子ネコだった頃、どんな悲惨なことが蔓延していたか。ラットはマウスに全然休息を与えてくれなかったのだ。だから、たまにマウスが一匹や二匹ネコに傷つけられようとも、結局のところ、ネコはラットが増えるのを防いでくれるのである」と<sup>21)</sup>。

(後期プランタジネット朝の王たち)

世襲君主制において、エドワード 1 世にふさわしい後継者を見つけることは難しかった。エドワード 2 世は当然のごとく王座から下ろされた。その息子エドワード 3 世は、イングランドを対外戦争に従事させることによって国内的には平和を保った。リチャード 2 世は統治にあまり向いていないこともあって、状況の困難さに屈服した。

(1399 - 1485 年、ランカスター朝の王たち)

1399 年の革命<sup>22)</sup>によって、ランカスター家が王座についた。ランカスター家はパーラメンタリー・タイトル(議会による権利資格)によって統治を行ったが、大バロンたちの力を制御することはできなかった。議会はたしかに強かったが、

---

20) 原注: *Piers Ploughman*, l. 361-413. (vol. i, 4)

21) つまり、強い国王がいて、貴族を抑えてくれるのがいい。たとえ、たまに平民が国王のために犠牲になることがあったとしても。

22) 1399 年 9 月、国王リチャード 2 世に反感を抱いていた貴族たちがランカスター公ヘンリー・ボリングブロックのもとに結集し、貴族院はリチャード 2 世を廃し、ランカスター公ヘンリー・ボリングブロックを王に立てる決議を行った。ヘンリー・ボリングブロックはエドワード 3 世の孫に当たり、リチャード 2 世とはいどこ関係であった。ヘンリーはヘンリー 4 世として即位し、ランカスター朝が始まった。(山川イギリス史 1, 403-405 頁)

議会内では貴族院の力が下院のそれを上回っていた<sup>23)</sup>。貴族院の俗人メンバーは、国王の力をそぐことに利益を見出していた。なぜならば、それによって自分たちよりも下の階層を押さえつけて、自分たちの力を増すことができたからである。王国はガヴァナンスを欠いているためさんざんだという不満の声が日増しに強くなっていった。それはヘンリー6世のような弱々しい君主が出現すると、かつてないほどまでに高まった。

#### (ばら戦争)

続くばら戦争では、大貴族は、名目上は自分たちの君主を守るために戦っていたが、その実、自分たち自身のために戦っていた。どちらの陣営につくかは、しばしば個人的思惑によって決定されていたことは確かなことであったが、概して上級貴族 (aristocracy) はランカスター派であった。一方、ヨーク派の強さは下級貴族 (lesser gentry) や町の住民たちにあった。パーシー一族やクリフォード一族にしてみれば、国王などいないほうがよかった。一方、身分の低い者たちにとっては、強力な君主が常に貴族たちのやりたい放題を見張っていてくれないとまさに死活問題であった。戦いがヨーク家の王<sup>24)</sup>と無能なヘンリーとの間のものであるうちは、どちらが人民に人気があるかは明らかであった。しかし、問題が同じぐらいの能力をもつ者どうしの単純に個人的な闘争にまで落ちてくると、人民は身を引いた。そして、どちらがイングランドの国王にふさわしいかを、ごく少数の利害関係者がボズワースの戦い<sup>25)</sup>において決するに任せた。

---

23) 議会はエドワード3世の時代から2院に分かれた。(川北稔・木畑洋一編『イギリスの歴史：帝国＝コモンウェルスのあゆみ』(有斐閣アルマ, 2000), 27頁)

24) ヨーク家の王：たぶん、エドワード4世。無能なヘンリーとはヘンリー6世。

25) ボズワースの戦い：1485年、今日のレスターシャー西部のボズワース

(Bosworth) で、リッチモンド伯ヘンリー・テューダーが率いる軍隊と国王リチャード3世が率いる軍隊が戦いを交えた。前者が勝利し、ヘンリーはヘンリー7世としてイングランド国王に即位し、テューダー王朝が始まった。

## 第2節：ヘンリー7世

(1485-1509年、ヘンリー7世)

ヘンリー7世<sup>26)</sup>が即位したことによってテューダー王朝が始まった。彼はヨーク家の王たちがやろうと思ってできなかったことを引き受けた。すなわち、強力な君主権の確立である。無政府状態を防止し、大貴族が中間階層を略奪したり不当に扱ったりしないようにするだけの力をもった強力な君主権の確立である。彼はお仕着せ (Liveries) に関わる制定法を施行することによって、貴族たちが勝手に制服を定めて自分自身の封建的軍隊をつくるのに障害を置いた<sup>27)</sup>。

(星室裁判所)

また、彼は星室裁判所 (The Star Chamber) の権限を大幅に増大することによって、あまりにも身分が高すぎて通常の法的プロセスには乗せられない被告人にも手を伸ばした。星室裁判所はのちの世の中では不人気となるが、当時は人民のために利用された。星室裁判所は、たとえどんなに強い証拠があってもその大物被告人に不利な評決を下すことがその大物被告人に対する恐れや逆に思慕から不可能な陪審しか見つけられないときに、代わりにその大物被告人を罰した<sup>28)</sup>。

(テューダー朝君主の強さ)

---

26) Henry VII (1457 – 1509, 在位 1485 – 1509)(ref: S. J. Gunn, *Henry VII*, DNB)

27) Roger Turvey, Caroline Steinberg, *Access to History : Henry VII* (2nd ed.)(London ; Hodder & Stoughton, 2000), p. 50.

28) これは1540年頃に制度が整えられ、当初は評価が高かったが、のちにチャールズ1世の時代になると、ピューリタンの弾圧手段として使われすっかり声望を落とし、1641年の長期議会で議会法によって廃止された「星室裁判所 (Court of Star Chamber)」のことだと思われる。これとは別に、1487年、ヘンリー7世下のときに議会法で設置された「星室評議会 (the Council in Star Chamber)」というものがある。これは「騒擾、不法な従者団の保持、訴訟不法幫助などを扱い、コモン・ローの不備を補い、秩序紊<sup>びらん</sup>乱に迅速に対処すること」を目的としたものである。この2つは異なるものである。しかし、長らく同じものとして扱われていたらしい。ガーディナーもそのように扱っている。しかし、これは是正されるべきであろう。(ref:世界歴史体系『イギリス史2』, p. 13, 30, 48-50 ; ed. by C. G. Bayne, W. H. Dunham, *Select Cases in the Council of Henry VII* (Selden Society ; London, 1958))

このような仕事は弱い君主ではなし得なかった。中間層（カントリー・ジェントルマンや熟練工）は君主を支えるだけの十分な力があつたが、この頃はまだ君主から独立して自分たちを強くあらしめるような組織はもっていなかった。結果として、彼らに安全を保証することのできる君主は、尋常ならざる尊敬の念をもって敬われた。国王に刃向かいたいと思う者はほとんどいなかったのので、刃向かう者は全体的な非難のもとにさらされた。

### 第3節：ヘンリー8世

(1509－1547年：ヘンリー8世の治世)

ゆえにヘンリー7世は、そして、次のヘンリー8世<sup>29)</sup>はヘンリー7世以上に、これまでどの王もすることができなかつた多くのことをすることができた。彼らは自分にとって憤懣<sup>ふんまん</sup>やる方ならぬ者に対して復讐することができた。時には法にかこつけて、時にはいかなる法にもかこつけることなしに。彼らの支配は、イングランドで史上まれに見るくらいの専制主義に近いものであつた。しかし、<sup>くびき</sup>輓は個人には重くのしかかつた一方で、国家に対しては軽かつた。当時から今日の私たちにまで伝わってきている一つの言葉が、当時の人々がテューダー王朝の王たちに託されているものと理解していた権力の性質を知る上で十分である。すなわち、王たちの行為がもっとも乱暴なときでも、我々が「国家」と呼ぶべきものが話題になっているときにそれを指す言葉として使われていた言葉は、「コモンウェルス（共同体）」であつた。そこではすべての階層が、国王までもが自分自身のポジションというものをもつていた。しかし、そのそれぞれが全体的安寧に貢献することを期待されていた<sup>30)</sup>。とりわけ王は常備軍をもつておらず、ましてや当てにするべき外国人傭兵部隊などは全然もつていなかった。彼の力は完全に世論に依拠していた。そして、世論は個人の権利に関わる問題に関しては反応が鈍かつたが、全体的利益が危機に立たされたときは即座に警鐘を鳴らしたのである。

(下院議会の力が増す)

ヘンリー8世がやった統治機構に関する仕事で特筆すべきなのは、下院議会議会の中でとてつもなく大きな影響力をもつようにしたことである。彼が下院議会議会を自分の子分で占めたことは間違いない。そして、彼が示唆し、具体的形にさえした措置を同議会議会が採択したのである。しかし、それにもかかわらず議会のトーンは、外の国民のトーンであつた。その願望の表れの前に、貴族院は譲歩せざるをなかつた。これまでのところ単に名前だけではなく現実的にも上院であつたところのものゝ屈服は、修道院解散によって大量に聖職者メンバーを追放にした

---

29) Henry VIII (1491-1547, 王位 1509-1547) イングランド・アイルランド国王。  
(ref: E. W. Ives, *Henry VIII*, DNB)

30) ref: G. R. Elton, *England under the Tudors*, 3rd ed., (Routledge ; Abingdon-on-Thames, 1991)p. 184.

ことと、中間階級から王に気に入られてのし上がった者のためにいくつかの爵位を創設したことによって隠された。

(イングランドとローマ教皇)

国家的一体感の高まりは、中世の間徐々にローマ教皇のイングランドに対する支配を弱らせていった。クレメンズ 7 世がヘンリー 8 世の離婚に同意することを拒絶したことは、この長い闘争を一気に危機に至らしめた。ウィリアム征服王がグレゴリー 7 世の要請に応じて聖ペテロ献金<sup>31)</sup>を支払うことを拒絶したことに始まり、ヘンリー 2 世、エドワード 1 世、聖職後任者法<sup>32)</sup>や教皇尊信罪法<sup>33)</sup>の立法者によって受け継がれ、そして、上訴禁止法<sup>34)</sup>と国王至上法<sup>35)</sup>によってこの闘争は終わらせられた。

---

31) 聖ペテロ献金 (Peter's Pence) : ローマ教皇に対して直接なされた献金、金銭に支払い。(ref: Wiki, Eng, 'Peter's Pence')

32) 聖職後任者法 (Statute of Provisors) : 1351 年制定。教皇による一方的な聖職叙任をすべて無効にした。(Wiki, 'Statute of Provisors' ; 浜林, 82)

33) 教皇尊信罪法 (Statute of Praemunire) : 1353 年、1365 年、1393 年。イングランド国王の法廷でなされた判断がイングランド国外の法廷に持ち込まれることを禁止した法。(1365 年までははっきりと言及されていなかったが) ローマ教皇への上訴を明らかに狙い撃ちにしていた。第 2 聖職後任者法 (the second Statute of Provisors) を強化するものとして制定された第 3 教皇尊信罪法 (大教皇尊信罪法) は、イングランドとローマ教皇間の連絡にさらなる制約を課した。14 世紀に制定されたこの法は、16 世紀、再びヘンリー 8 世によって枢機卿ウルジーに対して用いられた。(1529 年) さらに、ヘンリー 8 世がローマ教皇と管轄権争いをするにおいていわばその武器として用いられた。(ref: 『大内乱史 II 上』 329 頁注 33)

34) 上訴禁止法 (Act of Appeals) : 1533 年成立。教会の裁判についても最高の決定権は国王にあるとして、イングランドの法廷を飛び越して直接教皇へ上訴することを禁止した法。その法文の初めのほうで、"this realm of England is an empire" (イングランド国は主権国家である) と宣言される。この法によって、カンタベリー大司教の主宰する法廷が離婚問題に関する正式な最終決定の場となった。(ref: 世界歴史体系『イギリス史 2』, p. 38-39)

35) 至高法 (Act of Supremacy) : 1534 年成立。これまでローマ・カトリック教会の一部に過ぎなかったイングランド教会は、教皇から分離し、これを支配するのはイングランド国王となった。(同上, p. 39)

(教会の独立が達成される)

イングランドは、世俗的な意味だけでなく宗教的な意味においてもそれ自体で完全な国家にならなければならなかった。イングランド人が何世紀にもわたって目指してきた大きな目標がやっと達成された。すなわち、イングランド人による政府がイングランドのすべての個人、階層に対して至高性をもつということが達成されたのである。

(中世の普遍的志向)

ヘンリーは、イングランド教会においていかなる教義上の変化も認めるつもりはなかった。しかし、彼の世代に現に影響を与えている思潮を止めることはできなかった。カトリックの組織を弱らせた国民の力の統合そのものが、そのカトリックの組織が依拠している精神的基盤まで弱らせたのである。

西ヨーロッパ全体において、中世の全期間を通じて、考え方の一つの均一的な傾向が、すべての運動の底流にあった。個人の意志のどうしようもない暴動を抑え、統一と秩序という堅固な地面にたどり着こうとすることは、人間が精魂を傾けるあらゆる分野において普遍的に見られた一つの強い願望であった<sup>36)</sup>。ヨーロッパの至る所で美しくそびえ立つ大聖堂の建築家は、たとえどんなに建物の平面図が不規則なものであっても、見ている人の目が高くそびえる塔やあるいは尖塔に向くように気を配っていた。そして、その塔や尖塔が彼らの作品に統一感を与えていたのである。中世が生んだ一人の偉大な詩人<sup>37)</sup>は、イタリアの都市国家の市民たちのあまりにも豊かすぎる気質を(彼自身フィレンツェの市民ではあったが)、たとえ多少ごつごつとしたものであっても何らかの類いの法のもとに置くようにドイツの君主に呼びかけることを絶対的に余儀なくされるまでは、秩序と配列に重きを置いていたのである<sup>38)</sup>。中世の詩に関していえたことは、中世の科

---

36) 以下、建築、詩、科学、宗教(実践)、宗教思想とその(すなわち、「個人の意志のどうしようもない暴動を抑え、統一と秩序という堅固な地面にたどり着こうとすること」の)例が見られていく。

37) 原注: チョーサー(1343頃-1400)は時間という点を除いては、中世の詩人ではない。ちょうどウィクリフ(1320頃-1384)がルター(1483-1546)に対する関係と同じように、シェークスピアとの関係においてそうある。(vol. i. 8)

訳注: 「中世が生んだ一人の偉大な詩人」とはダンテ(1265頃-1321)のことである。

38) ref: ダンテ・アリギエーリ著、小松公訳『帝政論』(中央公論新社; 東京,

学にもいえた。新たに見出された卓越性を誇りに思い人間の心は王座に座し、その高みから人間に関わるもの、神に関わるもの、すべてのものに対して自らの前に出頭するように命じ、それらに対して課せられるべき厳格な法と秩序ある分類に身を委ねるように命じたのである<sup>39)</sup>。自然の野放図な気まぐれに関して頑固に疑問を投げかけたり、その神秘のすべてを理解できないことを敬虔に告白したりなどしてはいけない。人の心は物質世界よりも偉大であるのだ。それは論理によってそのすべてを理解するだろう。宗教も同じ方向に行かないわけがない。民族の理想は、一般に、その実際の存在の諸悪とはもっとも反発するすべての要素から成り立っている。野蛮な状態からほとんど抜け切れていない民族に関しては、この一種の自己否定はほとんど必ずといってよいほどもっとも高い美徳と考えられるようになる。そして、それが現れるのは能動的に何か行動する中においてではなくて、制御不能な情熱や動物的な欲望をコントロールしていく中においてなのである。人の心に通ずる唯一の道は禁欲主義である。そして、それは修道院の中における完徳においてのみ見られるのである。体は生ける屍と宣告され、精神だけが生き続けることになる。もっとも偉大な聖人とは、教会にもっとも有用な人間ではなく、あらゆる肉体的欲望をもっともよく克服し、人間一般の感情をもっともよく捨て去った者のことである。なぜなら、この自己抑制する力こそ、通常の信徒の衝動的な精神ではもっとも達成困難なものだからである。王が口から泡を出し、些細な失望にも罵声を浴びせかけ、悪態をつくような時代には、聖職者の中でもっとも尊敬される者がごわごわとした毛織の肌着を着て、隠者のように生きていることは至極もっともなことであった。宗教的实践のあとには、宗教的思想が来る。そこにはもっとも完全な正確さで、もっとも微小な結末に至るまで描き出された一つの信仰があり、それはもっとも偉大な知性の持ち主が図示することはできても、そこから寸分違うことのできないものであった<sup>40)</sup>。どこの国でも一つの礼拝が同じ聖なる形をまとい、同じ聖なる言葉<sup>41)</sup>で捧げられて、神のもとへと昇った。人と人の思いは海の波のように変化しても、そこには決して変わらないものがあった。それはイングランド人に対してもイタリア人に対しても、封建貴族に対しても農奴に対しても、ただ一つのことを語っていたのである。すなわち、その王国が地上のすべての娯楽、喧噪（それに囲まれて私たちの生活が存

---

2018) (中公文庫 1300), 訳者あとがき, 6. 皇帝ハインリッヒ七世への熱狂  
(382頁より)

39) アリストテレスの業績のことをいっているのか。

40) トーマス・アキナスのことをいっているのか。

41) 同じ聖なる言葉：つまり、ラテン語。

在する)の真上に存在する神に対する服従の教を繰り返し説いていたのである。

(禁欲主義に対する反発と新しい学問)

そして、ついに偉大な変化が訪れた。規律に対する渴望は、国家の制度にその満足を見出した。至る所に禁欲主義(それは人間本性を押し殺すことによって天井を垣間見ようとした)に対する反発が起こった。再び古代世界におけるのと同じように、人間と人間が住む世界が、人間思考のもっとも崇高な対象となった。古い世界を取り囲んでいた障壁がとれ、創造の驚異が至る所でその無限の栄光に包まれて姿を現した。この世の境界線がスペインやポルトガルの頑健な船乗りたちの前に後退し、天空の秘密がコペルニクスに対して明かされた。また、古代思想の大家の著作が再び微に入り際に入り、崇敬の念をもって研究され始めた。宗教的象徴を一切顧慮することなく、機械的法則をもっとも厳格に守ることを基礎に置いた建築が興った。偉大な芸術家たちが、男女をありのままに描いて世の中を魅了するようになった。

## 第4節：宗教改革

(イングランドの宗教改革の進展)

イタリアでは新しい学問は支配的宗教<sup>42)</sup>と対立した。しかし、イングランドでは長らく教会が周辺世界と混然一体となっており、そのような激しい意見の対立はなかった。コレット<sup>43)</sup>とモア<sup>44)</sup>は懸命に新しい世界を古い世界と調和させ、学生生活を隠者の生活と融和させようと努力した。イングランドの宗教改革の特徴は、この、異なった思考の形式を調和させようとする努力にあった。たとえモアがその道でたじろいでも、その道を進んでいこうとする他の者がいた。徐々にではあるが確実に、これまで受け入れられてきた慣行や慣行ばかりでなく教義までもが、人間の理性や人間中心の学問の試金石にかけられるようになった。その結果拒絶されたのは、最初は、明らかに迷信的な慣習やまやかしであった。以後、教会の教義は論理的な異論に応えるような形で説明されるようになった。その一方で克蘭マー<sup>45)</sup>は、たとえ道徳的に弱いところがあったとしても知的レベルでは非常に大胆で、初期教会の教師たちが書いた文物を長い間研究することによって、実体変化説<sup>46)</sup>を聖書の明白な文言とは合っていないからという理由ではなくて、初期教会の慣習によって解釈された文言とは合っていないからという理由で放棄する準備を行っていた<sup>47)</sup>。

---

42) 支配的宗教：つまり、カトリックのこと。

43) コレット：ジョン・コレット (John Colet) (1467–1519) セント・ポール大聖堂の聖堂参事会長 (dean)。 (ref: J. B. Trapp, *Colet, John*, DNB)

44) モア：サー・トーマス・モア (Sir Thomas More) (1478–1535) 大法官 (1529–1532)。 (ref: Seymour Baker House, *More, Sir Thomas [St Thomas More]*, DNB)

45) クランマー：トーマス・克蘭マー (1489–1556) カンタベリー大主教 (1533–1555)。 (ref: Diarmaid MacCulloch, *Cranmer, Thomas*, DNB)

46) 実体変化説 (transubstantiation)：第4回ラテラノ会議 (1215) において正式に定義された教理。その基礎はアリストテレスに、それもとくに彼が掲げた「実体 (substance)」と「偶有性 (accident)」の区別によっている。すなわち、あるものの実体とはその本質のことであり、その偶有性は外観である。実体変化説は、パンとぶどう酒の偶有性は聖別にあたり変化せず、実体がパンとぶどう酒からキリストの肉と血に変化すると教える。(マクグラス, キリスト教思想史入門, p. 258) パンとぶどう酒は、祈りとキリストの言葉によって、キリストの体と血に実体的に変化する。(新キリスト教組織神学事典, p. 218)

47) ref: Wabuda, pp. 174-175, 196. ラトラムヌス (Ratramnus, died c. 868) に関

(プロテスタンティズム)

かくして新しい学問の精神は、初期の禁欲主義から離れて漂っていった。そして、それはプロテスタンティズムの精神の中に同盟者を見つけた。ルター<sup>48)</sup>は信仰義認説を唱えたとき、プロテスタンティズムの中心となる考え方を述べた。それは、中世の宗教的な考え方とは真反対の考え方であった。すなわち、かつて修道僧たちはいった。「もしもあなたが霊的な存在でありたいならば、肉体を殺せ。そうすれば霊は神を見、生きるであろう」と。しかし、ルターはいった。「神を見るにおいて霊を生かせ。そうすれば、体は神の意志に従うであろう」と。

(ヘンリー8世が直面した困難)

人間と創造主との直接的な個人的関係についてのこの教えは、次第にイングランド教会に浸透していくこととなった。この教えをイングランドに導入することは統治を難しくした。ヘンリー8世は相争う党派間の平和を保つ義務に直面する。臣民の大部分は革新を嫌い、父祖が行っていたように礼拝を行い、信仰を続けることを望んだ。これに対してプロテスタントは、決して数は多くなかったが精力的であった。ルターの教えはすぐにツヴィングリ<sup>49)</sup>の教えに道を譲り、後者の教えはいにしへの教えに対してさらに敵対的であった。ツヴィングリの弟子たちはイングランド人の大多数が親しんでいた原理や習慣を、時には大いに軽蔑を込めて攻撃した。

(宗教的党派に対する取り扱い)

これらの相争う者たちの中の只中であって、ヘンリーは平和を保つが己の義務と感じた。彼は、ローマ教皇の権威を保ち、そうすることによって国家の独立を

---

しては、このほかにマクグラス、キリスト教神学入門, pp. 710-711 参照。

48) ルター：マルティン・ルター (1483-1546) (ref: Wiki, Eng, 'Martin Luther')

49) フルドリッヒ・ツヴィングリ (1484-1531)：ツヴィングリの神学→ref: ゴンザレス下, p. 57, 「ツヴィングリが本来のキリスト教だと信じた概念は・・・」→ツヴィングリが簡素な礼拝形式を強調した理由。(新プラトン主義に基づいてキリスト教を解釈しようとする長い伝統が背景に。物質の価値を低く見て、それを霊的現実と対比させる傾向。)(ref: Wiki, Eng, 'Huldrych Zwingli')

損なおうとする者を処刑台に送った。また彼は、新しい教義の説教をし、それによって国家の一体性を損なおうとする者を火あぶりにした。こうした仕事は荒っぽく、不器用に行われた。求められるべきではない宣誓が求められ、流されるべきではない血が流された。高邁な動機と混ざって存在したのが貪欲な精神であった。それは広大な修道院領に目をつけた。そして、ヘンリーと廷臣たちとの間で分割された。

(ヘンリーは代表的支配者)

しかし、ヘンリーの強さは、おもにその代表的性格によるものだった。臣民の大部分は、プロテスタントの考え方を嫌っていたのと同じくらいに外国からの干渉を嫌っていた。

(寛容は不可能)

また、信教の自由を認めることは不可能だった。なぜならば、異端を押さえることは権力の行使に携わる者すべての義務と長らく考えられてきただけでなく、もしも新しい考え方が根つき、力をもてば、新しい考え方をもった者は必ずすぐに、古い考え方をもち今や敗者となった者たちの迫害を始めるであろうと考えられたからである。

## 第5節：エドワード6世、メアリー1世

(1547－1553年：エドワード6世)

ヘンリーの断固とした行動は間違いなく変化の流れを安定させるのに多大の貢献をした。しかし、それを食い止めることはできなかった。人間がコントロールできる範囲を超えた要因が、国民を前へと突き動かしつつあった。中世の思考体系に対する反発は止めることができなかった。ヘンリーが崩御すると、その反発は川の氾濫のごとくになった。エドワード6世の第1祈禱書で（第2祈禱書ではもっと）時代の2つの趨勢がぶつかり合った<sup>50)</sup>。宗教の個性は新しい学問の批判精神によって導かれた。このようなことが不快感を与えずしてできるものではなかった。イングランド人の大部分は、教会で聖像が倒されたり、ミサの犠牲<sup>いけにえ</sup>的性格のことに一切触れられていない祈禱文が英語で読まれたりするのを見て<sup>51)</sup>、驚愕の念をもってこれを見つめた。そして、エドワードの名の下に統治した者たちの勝手さと腐敗が決まり手となった。エドワードが死去すると、メアリー<sup>52)</sup>が民衆的な教会と誠実な統治の回復者として迎えられた。

(1553－1558年：メアリーの時代)

---

50) ref: ゴンサレス下, p. 80。本文中、「2つの傾向」とは、宗教に関して保守的な傾向と革新的な傾向ということであろう。後者のほうが勢いを増していく。

51) エドワード6世の第1祈禱書では、聖餐式のところは、「これは、あなたのために与えられた、我らの主イエス・キリストの体であり、あなたの体と魂を永遠の生命に至るまで保つ」となっている。(ゴンザレス上掲頁) これは、「聖餐式のためのパンはキリストの体が変わる」という思想がまだ見られる。(実体変化説)ところが第2祈禱書では、「キリストがあなたのために死なれたことを憶<sup>おぼ</sup>えて、これを取り、食しなさい。感謝をもって信仰により、心の内に彼を食しなさい」に変わっている。これは、イエス・キリストの死を記念してパンを食しなさいといっており、「聖餐式は犠牲<sup>いけにえ</sup>を捧げる儀式ではなく、キリストの受難を記念するものである」というツヴィングリの考え方に基づいており (ref: マクグラス, キリスト教神学入門, p. 715「実体不在説－想起説」)、より改革派的になっている。しかし、それだけに古い思想になじんだ者にとっては違和感を感じるものであっただろう。

52) Mary I (1516-1558, 在位 1553-1558) イングランド・アイルランド女王。(ref: Ann Weikel, *Mary I*, DNB)

メアリーの即位から5年後、国民は自らが再び服したくびき軛に疲れ切っていた。フィリップと結婚したことにより、彼女は国民感情を害した。また、修道院領の復活をほのめかすことによって、宗教改革で財をなした者たちを怖がらせた。とりわけ、殉教者たちの苦しみは人々の心を熱くさせ、かくも気高く証明された信仰に対する賞賛の心呼び起こした。エドワード6世の時代、ほんのひと時であったがプロテスタントが栄えたときに、彼らによってまかれた種がようやく芽吹き始めていた。愛国心、利己心、人間性、信仰が相俟って、メアリーの統治に対する嫌悪感を育み、その嫌悪感が彼女の王座を揺るがすようになり、ついには彼女の妹が王座についたとき、人々は歓呼してそれを迎えたのである。

## 第6節：エリザベス1世

(1558－1603年：エリザベス、ローマ・カトリック教徒の礼拝を抑圧する)

エリザベスが即位してまもなくすると、エドワード6世の第2祈禱書がいくつかの無視できない修正を加えられたうえで<sup>53)</sup>、教会で使われるべき唯一の祈禱形式として宣言された。意見をもつことは実際には自由だとされたが、すべての者が教会に行かなければならないとされた。そして、ローマ・カトリック教徒の礼拝は厳しく抑圧された<sup>54)</sup>。女王は、父祖の代の頃からの宗教を頑<sup>かたく</sup>なに守ろうとしている者を苛酷に扱うつもりは全然なかった。ただ、時が経って古い世代が死に絶えて、全国民が新しい礼拝を受け入れてくれるようになってくれることを期待していただけだった。エリザベス自身は神学的理論にはまったく興味がなかった。そして彼女は、それがいまだに世の中においてもっている力について見誤っていた。

---

53) たとえば、聖餐式で、<sup>ばいさん</sup>陪餐者にパンが分け与えられるときに司祭が語る言葉が、エドワード6世の第2祈禱書(1552)では、「キリストがあなたのために死なれたことを憶<sup>おぼ</sup>えて、これを取り、食しなさい。感謝をもって信仰により、心の内に彼を食しなさい」となっていたのが、新たに編集された祈禱書(1559)では、第1祈禱書(1549)と第2祈禱書を結合するようなかたちで、「これは我らの主イエス・キリストの体、あなたのために与えられ、あなたの体と魂を永遠の生命に至るまで保つものである。キリストがあなたのために死なれたことを憶えてこれを取って食べ、感謝をもって信仰により心の内に食しなさい」になっている。これは、「聖餐は単なる想起の行為である」という考え方と、「聖餐において現実にキリストの体そのものに<sup>あずか</sup>与るのだ」という考え方を調整したものだと思えることができ、大きな変化であると考えられる。(ref: ゴンザレス下, p. 80, 83)

54) 原注：エリザベスのカトリック教徒に対する扱い方の弁護でもっともよいものは、ベーコンの論文 *In felicem memoriam Elizabethae* (Works, vi. 198) である。もちろん、多少割り引いて受け取られなければならないであろう。しかし、自分自身が寛容に前向きな者から出たものとして、また、女王に対してお世辞をいおうとするすべての動機が存在しなくなったあとに書かれたものとして、注目に値する。(vol. i. 12)

訳注：ref: collected and edited by James Spedding et al, *The Works of Francis Bacon, Volume XI* (Boston; Houghton Mifflin and Co., 190-?), 411ff. (English translation, p. 443ff) URL: <https://archive.org/details/worksofbacon11baconiala>  
「*In felicem memoriam Elizabethae*」は「エリザベス女王に関する良き思い出」の意。

(ローマ教皇やスペイン国王によって支援された陰謀)

間もなく国内で陰謀が発生し、国外からはローマ教皇がエリザベスを破門し、臣民をエリザベスとの主従関係から解いたという知らせが入ってきた<sup>55)</sup>。

(イングランド、フェリペ2世の強大な力に脅かされる)

その背景にはスペインのフェリペがいた。聖座の守護者であった。争いの顛末<sup>てんまつ</sup>を知っている我々にとっては、この強大な権力者がヨーロッパ列強の最強国<sup>56)</sup>にどんなに恐れられていたかを理解することは不可能に近い。彼の広大な領土に恐れをおぼえない国はなかった。フェリペの領土の広さに圧倒されない国はなかった。ナポリやミラノ人を介して、彼はイタリアに鉄の支配体制を敷いた。フランシュ・コンテとネーデルラントは彼がフランスとドイツの両方を牽制するのに役に立った。フランドルの大商業都市(16世紀におけるマンチェスターやリバプールのような都市)は彼に貢ぎ物を送っていた。彼の世襲の領国は、彼に最良の歩兵隊を供給した。それはローマ帝国が滅びて以来、ヨーロッパで最高の歩兵隊であった。イタリアにまだ残っていたあらゆる生命力、知的活力は、イタリアとは何の関係もない大義のために戦う軍隊のために将校を提供するために使われた。そして、その将校たちはスペイン王の意のままであった。いや、スペイン王の力はナポレオンとは異なって陸地だけにとどまらなかった。彼の艦隊はレパント沖海戦でトルコ海軍を破って、彼らを止めたのである。新大陸は、当時はまだすべて彼のものであった。ポルトガルが彼の領国に加わるや否や、当時のあらゆる海洋事業、海洋冒険はスペイン国旗のもとで行われたのである。彼の力は現実において相当なものであったが、想像の中ではなお一層強大であったのである。

(高まりつつあった寛容の精神が退潮する)

イングランド人がこのような敵の攻撃にさらされていることを悟ったとき、い

---

55) ref: Wiki, 'Papal deposing power'. ローマ教皇の支配権篡奪の権利。ローマ教皇は異端と見なしたキリスト教君主の支配権を奪うことができる。臣民をその邪悪な君主から解放することができる<sup>55)</sup>とされた。1570年2月25日、教皇ピウス5世はエリザベス1世に対してこの権力を用いた。

56) ヨーロッパ列強の最強国：イングランドのことであろう。

まだ自分たちの精神に深くは浸透していなかった部分的寛容という新しい原則のことを次第に忘れていったのも無理はない。エリザベスの即位時に示されたこの方針は、「公定宗教以外のいかなる宗教の公的実践も抑圧されるべきであるが、良心そのものは自由である」というものであった。これはまだ満足のものではなかったが、それでも30年前に一般的であった考え方に比べれば格段の進歩であった。しかし、徐々にではあるが政府も議会もその立場から後退していった。早くも1563年には主教に、高位聖職をもつ者や国家において公的立場をもつ者に対してだけでなく、たくさんの人々に対しても国王至高の誓い<sup>57)</sup>を求める権限を与える法律が可決された。そして、宣誓を拒絶した者は厳罰に処せられることが法定された。

(メアリー・スチュアートがイングランドに)

エリザベスの立場は、メアリー・スチュアート<sup>58)</sup>が突如としてイングランドに逃げてきたことによっていっそう複雑化した。メアリーはこれまでしばしば想像されてきたように、敵からの避難場所を求めて、慎ましい嘆願者としてやって来たのではなかった。彼女は、自らを君主の座から引きずり下ろした国民に対する復讐心に燃えて、自らを王座に復帰させるためのイングランド軍を求めて、あるいは、フランスから同様の援助を得るための許可を求めにやって来たのである。エリザベスは長らく迷った。彼女は、たとえ彼女自身が望んだとしても、メアリーにイングランド軍の援助を与えることはできなかった。かといって、メアリーがフランス軍の力によって王座を回復しているところを傍観していることも、当時のヨーロッパの政治情勢からいって不可能だった。メアリーがイングランド王位の継承権を主張しているので、フランス軍によるスコットランドの征服は、フランスがイングランドを征服しようとする先ぶれにしかならなかったであろう。

(メアリーの投獄と処刑)

---

57) 至高の誓い (oath of supremacy) : エリザベス1世が聖俗両方の面で国家の首長であることを認める宣誓

58) メアリー・スチュアート : スコットランド女王メアリー (1542-1587, 在位 1542-1567) 彼女は1568年5月、イングランドに亡命した。彼女の父親はスコットランド王ジェームス5世。(1512-1542, 在位 1513-1542) その父親はスコットランド王ジェームス4世。(1473-1513, 在位 1488-1513) その父親はスコットランド王ジェームス3世。(1452-1488, 在位 1460-1488) 母親は (ref: Julian Goodare, *Mary [Mary Stewart]*, DNB)

エリザベスは長い間慎重に考えた末、その時はもっとも賢いと思われた方策をとった<sup>59)</sup>。しかし、やがて彼女は自分が下した決断の賢さを疑うようになってちがいない。なぜならば、メアリーがイングランドで囚われの身となっている間に彼女の名前はヨーロッパ中のローマ・カトリックの寄る辺となったからである。彼女の話はすべてのカトリック社会において語られ、まるで聖人伝説であるかのように耳を傾けられた。彼女が流した一粒一粒の涙が、ローマ教皇やスペイン人を強くした。カトリック社会では、ロマンティックな青年ならば必ず異端の専制君主のもとで囚われの身となっているメアリーのことを救出しに行きたいと思うようになった。また、イエズス会士や宣教師の集団が大挙してイングランドに渡ってきた。そして、弟子たちの耳に勝利の希望をささやいた。エリザベスを暗殺しようとする試みが絶えず行われた。しかし、ついに終わりが近づいてきた。それはそこから生じうる唯一の終わり方であった。イングランドでは、かくも多くの者の心を虜にする魔女をもう生かしておくわけにはいかないという声が強くなっていった。長い闘争の末、エリザベスは折れた。19年前にスコットランド女王の抑留をこぞって勧めた者たちが考えもしなかったことがついに行われた<sup>60)</sup>。もっとも、それはあの致命的なミス論理的な帰結に過ぎなかったが。

(カトリックに対する苛酷な取扱い)

イングランドの政府や人民がメアリーをこのように扱ったなら、彼女の主張を支持する者たちがやさしく扱われるはずがないだろう。エリザベスの臣民をローマ教皇と和解させようと試みる神父や、ミサを挙行しているところを見つけられた神父までもが標的にされた法律が、次から次へとしかも毎度苛酷さを増して制定された。平信徒は罰金を取られ、頻繁に投獄された。こうした手続きは過酷ではあったが、それを正当化することが必要だと考えられたことだけでもヘンリー8世の即位以来起こってきた変化を表している。しかし、政府によって唱えられた主張もそれに応えて行われた主張も満足のものではなかった。我々はドゥエ<sup>61)</sup>出身の神父が、自分は貧しい宣教師に過ぎない、女王に忠実な臣民である、

---

59) メアリーをイングランドに幽閉することにした。(ref: Wiki, Eng, 'Elizabeth I', Mary, Queen of Scots)

60) メアリーを処刑にした。(ibid., Catholic cause)

61) ウィリアム・アレン (1532-1594) が 1568 年に当時のスペイン領ネーデルラント (今日のフランス) のドゥエ (Douai) にカトリックのイングランド人神父

もしも自分の企てが成功したとしても、その後何の政治的な変化も起きないだろうと力説したとしても、それを訝しく思わざるを得ない<sup>62)</sup>。バーリー<sup>63)</sup>が、政府は反逆罪を罰することで満足しており、いかなる宗教的問題も論争の中には含まれていないと主張しているのを聞くと、やはり同様に訝しく思わざるを得ないのである。

(無敵艦隊)

聖俗両権力間の古くからのもつれ合いは、議論では解きほぐせないほど密接に絡み合っていた<sup>64)</sup>。そのような問題は剣でのみ決定されうる。国民は学者の討論に耳を傾けているような気持ではなかった。年を経るごとに子どもの頃、カトリックの祭壇で礼拝することをおぼえた古い世代は数が少なくなっていった。スペイン大使によって脅しがかけられるたびに、平時であればエリザベス朝教会の変更された儀式を不満な顔でしか見つめていなかったであろう者たちがこぞって自国政府の支持に回った。自分たちの大義と自分たちのリーダーを断固として信頼して、イングランド人は自分たちを待ち受けている戦争の準備をした。勃興しつつあるオランダ共和国と手を組んで、フィリップとそのすべての力に抵抗した。ついに長年その雲が水平線上に集まりつつあった嵐が、イングランド水道に現れた。砲煙が消えたとき、イングランドはまだ無傷のままに大海原に下ろしたままだった。

---

のための神学校をつくった。(ref: Marshall, p. 175 ; Eamon Duffy, *Allen, William*, DNB)

62) 原注：ジェームスの治世の初めの頃に書かれた、『R.O.におけるローマ転写本』の中にある神父たちの手紙の中では、エリザベスは通常「疑似女王 (Pseudo-Regina)」と称されている。(vol. i. 15)

63) William Cecil, first Baron Burghley (1520/21-1598) エリザベス 1 世のアドバイザー。(ref: *Wallace T. MacCaffrey*, DNB)

64) 原注：ベーコンは、宗教と教会の問題のことについて語っている。すなわち、「それらはこの時代においては、両方の剣の混同した使用によって、国家に対する考慮とあまりにも密接に関係し合っていたので、主権君主あるいは共和国の助言のほとんどはそれに依存していた」と。*The Beginning of the History of Great Britain*. Works, vi. 276 (vol. i. 15)

訳注：collected and edited by James Spedding et al, *The Works of Francis Bacon, Volume XI* (Boston; Houghton Mifflin and Co., 190-?), 405ff. URL:

<https://archive.org/details/worksofbacon11bacoiala>

(紛争の効果)

戦争が続く限り、それはそれを目撃している者たちの精神的成長に大きな影響を与えないわけがなかった。かたやそれは国民意識、イングランドの諸制度を理想化する習慣、とりわけこうした諸制度の権化として愛され尊敬された偉大な女王の成長を促した。しかし、もう一方でそれは、宗教を何よりも大切に考えている者たちに、平時よりもはるかに強く、自分たちを一般から分け隔てている違いについて強調させた。カトリックは新たにやって来た宣教師たちによって情熱を掻き立てられ、プロテスタンティズムに対して、また、そのプロテスタンティズムを支持している政府に対して、自分たちの父祖の代よりもはるかに敵対的となった。一方でプロテスタントは、ローマで支持されている教義とは正反対の教義に飛びついた。そして、原理には原理を、規律には規律を、無謬性には無謬性を対抗させた。

## 第7節：カルヴァン主義の体系

### （カルヴァン主義の体系）

ルターが信仰義認説によってプロテスタントの中心的思想を表したのであれば、プロテスタントの教えを体系化し、その教会を組織化する仕事はカルヴァンに残されていた。

### （中世の禁欲主義との比較）

プロテスタントの中でも規律がありうるというのはよいことであった。来るべき闘争は、ルター主義よりも厳格な内容から成る信仰を求めていた。自己抑制や自己否定の考え方が再び前面に出てくることが必要であった。多くの点でカルヴァン派の体系と中世教会の体系は酷似している部分があった。どちらも純真無垢な楽しみまで断固として否定し、生活の細部に至るまで干渉してくる傾向があった。彼らが人々に従うように呼びかけた神の法は、彼らのどちらによっても無限の多様性の生きた調和としてよりも、むしろ悪いことを禁じる命令としてとらえられた。どちらの体系においても採用された教会統治の形式は、神に由来とする制度としてだけではなく、すべてのキリスト教徒がそれに合わせて形成されなければならない唯一の鑄型として考えられた。しかし、似ている点はここまでである。敬虔なカトリックは、外的な法を厳格に遵守することによって、そして、外的な権威によって命じられた行為を行うことによって、すべての利己的な情熱から解放されたあとに、神との密接な交流を行うことを人生の最終目標とする。しかし、敬虔なカルヴァン派は、この交流は聖霊が自分自身の心に直接作用したことによってすでに達成されたものとする。前者の場合は、その者を物質的なものから霊的なものへと導く。一方、後者の場合は、その者を霊的なものから物質的なものへと導く。その違いから生じる一つの結果は、カルヴァン派はカトリックよりもはるかにすべての外的な遵守事項から独立しており、仲間たちからのすべての援助から独立しているということである。彼はいわば神と一人であるようなものである。彼は、「常にその偉大な親方から見られて」<sup>65)</sup> 生きているようなものである。カルヴァン派の予定の教義<sup>66)</sup>は、「世の中の変化や偶然の中で神の意志

---

65) ref: ミルトン, ソネット 7 番

66) ref: 岩波キリスト教辞典, 「予定説」(p. 1160)。神の意志を至高のものとして考えるところがミソである。

が至高のものとして支配している」という彼らの信念の強い表れであった。贖罪についての教義は、この世が秩序を取り戻すのは神の行為によってのみ可能であるとする彼の信仰が充溢していた<sup>67)</sup>。回心の教義は、神が彼の心の中に到来してその<sup>すみか</sup>住処をつくった時、初めて彼は神の意志を実行できるという確信にまとわせた形式であった。こうした者たちの中には征服されえないものがあつた。彼らは自分の救いを実現することには従事していなかつた<sup>68)</sup>。なぜならば、彼らは神に選ばれた子だからである。彼らはその手に聖書をもち、その次に、自分自身の心に書かれた神の託宣をもっていた。彼らが他の人々と同様間違い犯すことがあることは確かである。そして、心から彼らは自分自身の心の腐敗について不満を漏らしていた。しかし、それでもとくに驚くに値しないことは、彼らは自分たちのことを無謬だと思い込んでいたことである。なぜならば、彼らは自分自身の考えは、神の声の自分たちに対する表れだと考えていたからである。もしも神が彼らの味方なら、誰が自分たちに逆らえようか。悠久の岩の上に固定された彼らは、ローマ教皇のあらゆる脅しやヨーロッパ最強の権力者のどんな軍隊にも安心して立ち向かえた。

(それはエリザベスの即位時にイングランドにおいて好意的に受け入れられた)

エリザベスが即位したとき、カルヴァン主義の信仰体系はすでにだいたいの完全さをもってイングランド人プロテスタントの大部分の精神に浸透していた。そうなつたのは一部にはメアリー1世の迫害下で、非常に多くのイングランド人プロテスタントが大陸に亡命し、そこで現地の改革派幹部の影響下にさらされたということもあつたが、しかし、それ以上にその論理的完結性と、それがローマ・カトリック教会の教義との間にもつた直接的対立関係によるものであつた。

ゆえに、一つの信仰体系として、カルヴァン主義はイングランドの地に足場を築くことに成功した。その教会統治の仕組みや、その公同礼拝<sup>69)</sup>の行い方は、お

---

67) つまり、人間の自由意志の介在を認めないということだと思われる。ref: 「もし〈普遍的贖罪〉の立場に立つならば、キリストの贖罪はすべての人のためになされた贖罪であり、すべての人の救いの可能根拠であり、信じるか否かという人間の行為によって贖罪の効力は規定されることになる。このことは結果的には贖罪の効力は人間に依存することを意味する」(『ドルドレヒト信仰規準研究』, p. 174)

68) cf. フィリピ 2・12

69) 公同礼拝 (public worship): 主日に信者が教会に集まって行われる礼拝。個人礼拝や家庭礼拝とは区別される。

そらくより多くの反対に出会うであろう。これまでイングランドの宗教改革は、世俗権力のコントロールのもとで行われてきた。そのような改革は、厳密な論理的ルールに従って行われまいだろう。書齋にいる思想家では認知されえない感情や偏見が、これまでなされてきたことには大幅に関わっていた。これに対してカルヴァン派の改革は、まず何よりも聖職者による改革であった。16世紀の大半を通じてヨーロッパの思想は、ほとんど排他的に、プロテスタント聖職者の間で見られるべきものだった。そして、プロテスタント聖職者の圧倒的大部分は本能的にカルヴァンのもとに結集した。すなわち、もっとも厳格で、論理的な思想家であった。

## 第8節：祭服論争

### (祭服論争)

最初の軋轢は、いわゆる「祭服論争」<sup>70)</sup>の再燃によって勃発した。その問題はすでに、エドワード6世の時代に大混乱を起こしていた<sup>71)</sup>。イングランド教会によって最終的に採用された祭服は、他の儀式とともにカルヴァン派の聖職者たちを不快にさせた。それは彼らから見れば、単にローマ・カトリックの遺物としてとらえられただけでなく、彼らの体系の論理的・一貫性とはそぐわない観念を彼らの前に提示しているように見えたからである。カルヴァン派の聖職者たちは、神の恵みの作用は、それが人間を介して行われる限り、聖書かあるいは福音の説教の人間の心に対する作用に帰属すると信じていた。心が外的な形式や儀式の影響を受けるとか、体の器官を通じて霊に達することができるなどといったことを想

---

70) 1550年、チューリッヒ帰りの聖職者ジョン・フーパー(1495x1500-1555)は、エドワード6世よりグロスター主教職を薦められた。しかし、彼は断った。なぜならば、聖別式の時、サープリス(短白衣)やコープ(大外衣)を着用するなどの規則があり、それらがキリスト教徒の万人祭司性に背くと考えられたからである。また、新約聖書にも根拠を見出しがたかった。そこで枢密会議に呼び出され、そのことについて話し合うが妥協案が出され、これらのものは「無関心事(アディアフォラ)」(聖書で命じられてもおらず禁じられてもおらず、個人の裁量に任せられるもの)として扱うことになる。よって、フーパーは聖別式の時、身につけなくてよくなった。しかし、カンタベリー大主教のクランマーは不満だったようで、彼はロンドン・ウェストミンスター主教のニコラス・リドリー(c.1502-1555)に聖別式を挙行するように命じ、リドリーは、(議会が定めた)規則にのっとって式を執り行うべきだと主張する。枢密会議はこれまでの見解を繰り返すが、リドリーは、「君主は例外なく無関心事を要求することができる」と主張し、規則に定めたことを無視することは国王の主権性に関わる問題であるとの主張を行う。そこで今度は、フーパーは、「祭服の問題は無関心事ではなく、万人祭司性に関わる重要な問題だ」との主張を展開する。これによってリドリーとフーパーとの間に議論が起きる。また、この2人以外にも多くの者を巻き込み、議論が行われる。結局、国王の主権性を重視する者たちが勢いを強め、また、宗教の本義を重視する者たちもここで争うのはプロテスタントの進展にとって望ましくないと判断し、フーパーは従うこととなった。そして、祭服を着て聖別式に臨んだ。(ref: Wiki, 'Vestments controversy', During the reign of Edward VI)

71) 浜林, 117-118.

像することは、彼らにとっては理解しがたい観念であった72)。

一方で平信徒は、一般に、そのような事柄が自分たちが採用した宗教理論にピッタリ適合するか否かをわざわざ考えてみたりはしなかった。たしかに、ある一定の儀式や祭服は廃止された。なぜならば、それらが詐欺や虚偽と関連があると理解されたから。しかし彼らは、なぜ予定説や信仰義認説を信じているからといってサープリスを身にまとってはいけないのか、また、牧師から手渡されたものもはや本物のパンやぶどう酒ではないからといって、なぜ聖餐式が行われている間、<sup>うやうや</sup> 恭しく <sup>ひざまず</sup> 跪いていてはいけないのかを理解することができなかった。

---

72) 原注：もちろん、カルヴァン派の聖職者も2つの sacrament を拒絶することはできなかった。しかし、彼らはそれらを可能な限り説教と関連づけた。1560年のスコットランド信仰告白では、このようにある。「sacrament が正しく行われるためには、我々は2つの事柄が必須であると考え。すなわち、1つは、sacrament は合法的な聖職者によって執行されなければならないということである。そして、我々はその合法的な聖職者を、聖書の言葉を説教する者として任命され、神によって勧奨 (exhortation) の説教を語られる者とする」云々。(第22条) しかし、もう一方で彼らの形式的であることに対する嫌悪感、彼らにこうも語らせている。「我々は、sacrament を裸でむき出しのしるし以外の何ものでもない」と断じる者たちの虚栄心を断固として非難する」と。(第21条) ベーコンは、イングランドのピューリタンにも同じ思想が広がっていることを指摘する。「彼らは説教を先行して行うことを、晩餐の sacrament のほとんど不可欠の要素とした」と。(Bacon on the Controversies of the Church, *Letters and Life*, i. 93) (vol. i. 19)

訳注：「2つの sacrament」とは、洗礼と聖餐。

「御言葉が説教されること無しに、sacrament は執行されるべきではありません。・・・ sacrament の意義を鮮明にするために、どうしても説教は必要です。共に礼拝をささげる会衆に対し、sacrament が何を意味しているのかを伝えることによって、会衆は sacrament に正しく与ることができます」(マッキム, p. 129)

「sacrament を裸でむき出しのしるし以外の何ものでもない」とは、「sacrament はしるしであり、それ以上のものではない」というツヴィングリの見解。しかしカルヴァンは、「sacrament は外的なしるしであるにもかかわらず、象徴と、その象徴が指し示している贈与されたものとの間には、緊密な関係がある」と主張する。(マクグラス, 神学のよろこび, p. 332) つまり、sacrament は単なる象徴であるだけでなく、それが指し示しているものをももたらす効能があるということだと思われる。(ただし、カトリックがいうように実体変化するという意味ではなく、聖霊によって霊的な意味でもたらすということだと思われる。) スコットランド信条第21条もこのような考え方に基づいていると思われる。

(エリザベス、ノン・コンフォーマリスト<sup>73)</sup> に対して不利な決定をする)

こうした感情すべてにエリザベスは共感する傾向にあった。彼女自身、外見的な華やかさを好んだので、保持しておくほうが賢明だと思ったものよりも、むしろ古い形式のほうが使われているのを見ることを喜んだであろう。しかし、より簡素な儀式を求める者たちに彼女が反対するにおいて、彼女の統治のごく初期の間、彼女を正当化する重大な理由があった。聖職者の圧倒的 대부분は、心中ではプロテスタントに反対だったのである。また、平信徒の多くも、ごく短い期間を除いて非常に長きにわたってなじんできた形式からの若干の逸脱に対してさえも冷たい視線を向けた。メアリー1世のやり過ぎに対する恐れから聖職者支配の打倒に対して共感していた者たちでさえ、なおも残存する上品な形式や尊敬のこもった儀式から決別したいなどとは全然思っていなかった。もしもエリザベスがカートライト<sup>74)</sup>やハンフリー<sup>75)</sup>の精神にのっとなって宗教改革を進めていけば、長い年月が経つ前に、下院議会がエリザベスの父の代においてガーディナー<sup>76)</sup>やボナー<sup>77)</sup>によって主張されていた原則を支持することになっていたであろう。その原則がどのような傾向をもつものであるか、イングランドは苦い経験を通していやというほど学んでいた。

エリザベスが、彼女が決定した宗教の解決策を実行するにおいて、主教として彼女を手伝う意思のある聖職者をカルヴァン派の聖職者の中から見つけることができたということは、イングランドの制度がいかに宥和的にできているかを如実

---

73) ノン・コンフォーマリスト：16世紀初頭、イングランド教会の教義には従いながらも（おもにある一定の儀式の行い方について）同教会の規律や慣行に従うことを拒絶していた者。本用語は、エドワード6世朝やエリザベス1世朝のピューリタンに対して類推的にしばしば用いられてきた。日本語に訳すとすれば、「非順応者」と訳せようか。（OED, 'nonconformist'）

74) カートライト：Thomas Cartwright (1535–1603) 聖職者。主教制を攻撃。  
(ref: *Companion to British History*, 'Cartwright, Thomas')

75) ハンフリー：Laurence Humphrey (1525x7–1589)(ref: Thomas S. Freeman, *Humphrey, Laurence*, DNB)

76) ガーディナー：Stephen Gardiner (c.1497–1555)：ウィンチェスター主教（1531–1555）宗教的保守派。（ref: *Companion to British History*, 'Gardiner, Stephen'）

77) ボナー：Edmund Bonner (d.1569)(ref: Kenneth Carleton, Bonner, Edmund, DNB)

に語っている。彼ら自身はエリザベスが同意しないような変更がなされることを望んでいたかも知れないが、しかし、彼らが比較的瑣末であると判断した点に関しては、プロテスタンティズムそのものを危機に陥れるよりはこれを放棄してもよいと考えていた。もしも 1571 年になってもパーカー大主教が、「女王陛下の臣民の大部分は聖餐式に使うふつうのパンを嫌っている」と書かなければならないとしたら<sup>78)</sup>、ジュネーヴ式の簡素な形式を採り入れようとするいかなる試みも同様の不興を買っていたことは確実と見てよいだろう。たとえエリザベスにそうした実験を行おうとする気持ちがあったとしても、彼女にはそのリスクを冒している余裕はなかつただろう。おそらく、1559 年にグランヴェル<sup>79)</sup>によってイングランド大使に宛てられた手紙には、ほとんど容認すべからざる誇張しかなかった。彼はいつている。「あなたが、世界はあなた方の弱さを知っていないと信じているとしたら不思議だ。私は質問する。あなた方にはいかなる士官や戦艦があるのだ。いかなる財宝、いかなる防衛施設があるというのだ。イングランドのいかなる要塞が 1 日でも砲撃に耐えられるのか。私は本音をいうと、あなた方の兵士は勇敢ではあるが訓練を欠いていると思われる。しかし、たとえ訓練されていたとしても、分裂している状態では何の役に立つのか。ロンドンから少し離れると、もう人々は女王とは宗教がちがう。貴族たちはそのことについて慨嘆している。私たちが最近貴族の一部が女王陛下に対して陰謀を企てたことを知らないとも思っているのか」と<sup>80)</sup>。

(中には抵抗する聖職者もいた)

たしかに、すべての思慮深い者に注意を喚起する理由は強かったが、しかし、カルヴァン派の聖職者の中には譲歩することを拒んだ者もいたことは驚くに当たらない。その中にはイングランドでもっとも学識のある者やもっとも有能な説教師もいた。彼らにとっては、こうした些末な事柄は極めて重要な事柄であった。なぜならば、彼らの目にはそのような些末な事柄が重要な原理につながっているように見えたからである。しかしエリザベスには、些末な事柄はあくまでも些末な事柄であった。そして彼女の怒りは、そのようなたいしたことのない理由で教

---

78) 原注： *Parker Correspondence*, p. 373. (vol. i. 20)

79) Antoine Perrenot de Granvelle (1517-1586) 1559 年当時はアラス司教。(ref: Wiki, 'Antoine Perrenot de Granvelle')

80) 原注： *Wright's Queen Elizabeth*, i. 24. (vol. i. 20)

会に不和を持ち込み、彼女が手がけた大きな仕事の中で彼女の邪魔をしている者たちへと比例的に搔き立てられていった。

(エリザベス、彼らに対して積極的措置をとる)

何年間かは、彼女は彼らに耐えた。しかしのちには、従わなければ解職するとして彼らに服従することを求めた。同時に彼女は、個人の宅に集まり会合を開いているノン・コンフォーマリストの小グループを強力に取り締まった。集まっているところを見つけられた者たちを投獄した。

その後のイングランドの歴史がどうなったかを知っている者は、すぐに、エリザベスが永遠に保つことができない立場に自分を追い込んでしまったことに気がつくであろう。しかし当時は、すべてのイングランド人が同じ信仰をもち、同じ宗教規則に従い続けるという期待はまだ非常に強かったので、真面目な者だったらいつ果てるとも知れない分離の過程を平然と見ていることは不可能だった。そして、少なくともローマ・カトリックの儀式の魅惑をおぼえている世代が死に絶えるまでは、反抗的な聖職者が教区で地位を占めることが許されるのは、あったとしてもきわめて警戒してのことであった。のちに、(バーリーを筆頭とする) もっとも賢い政治家たちが、聖職者たちに重くのしかかる桎梏<sup>しごく</sup>を次第に緩めることに賛成するようになる。しかしそれでも、おそらく大きな町の少数の教区を除いては、このことが咎<sup>とが</sup>め立てされることなく行えるようになるにはまだまだ時間がかかった。

エリザベスがこれらの動機に加えて他の動機にも影響されていたことはいうまでもないことである。彼女は王権を侵食するかも知れないすべての動きを疑いの眼差しでもって見つめていた。彼女は、当時表面上にある問題以外の問題についてこれらの者たちから反発<sup>とが</sup>の声が上がってくるかも知れないことを本能的な嫉妬によって理解していた。論争が新たな局面を迎えたと悟るや否や、この嫌悪の感情は彼女の中で強められた。彼女の目には、ノン・コンフォーマティーだけでも十分悪かったが、長老主義は際限なく悪かった。

## 第8節：長老制システム

### (教会統治の長老制システム)

カルヴァン主義は前述した通り、聖職者の運動である。ゆえに、カルヴァンがジュネーヴで樹立した教会統治システムと規律が多くのプロテスタント聖職者から好意的な眼差しで見られたことは当然といえ、当然のことであった。彼らが長老 (presbyter)、平信徒長老 (lay-elder)、執事 (deacon) から成る教会統治システムがもつばら神の指定によるものと素直に信じていたことは疑う理由が少しもない。しかし一方で、そのようなシステムは、自分たちにそれほどたいしたことのない地位しか与えられていない他のシステムに比べれば、彼らにとって受け入れやすかったことは否定できない事実である。説教師は、カルヴァンの教会組織の要であった<sup>81)</sup>。説教師は、国家権力が彼に課すかも知れないいかなる拘束からも完全に自由であり、自分の会衆の中で最高の存在であった。説教師はまさに自分の雄弁と説得力でその至高性を得て、それは彼が唱道することを特権として授かった偉大な真理の抗しがたい力と結びついた。聴衆は、平信徒長老を選んで、説教師が規律を維持し、会衆の全般的監督を行うのを補佐させた。また、教会の財務を運営する執事も選んだ。しかし、説教師は会衆を引きつけている限りは、容易には攻撃されえない高みに位置していた。1つの会衆以上にまたがる問題はどのような問題でもシノッドという宗教会議で議論された。そこでは、平信徒も大きな役割を果たすことを許されていたが、聖職者の影響力が支配的になることは間違いなかった。

### (長老主義はイングランドでは受け入れ不可能)

このスキームが実施に移されたスコットランドでは、うまくいくのにほとんど障害はなかった。彼の地では宗教改革に参画した貴族は、当面は教会から財産を奪うことで満足し、自分たち自身の教会法制を生み出すにはあまりにも文明的に遅れすぎていた。霊的、知的運動として、スコットランドの宗教改革は完全に説

---

81) ref: 「説教とは、まさしく神の言を宣べ伝えることである。・・・説教が長老教会の礼拝において中心的な位置を占めているのは、説教という出来事を通し、神が説教者による人間の言葉を用いて、聖なるメッセージを、特にイエス・キリストにおける救いのメッセージを伝えてくださる、とわたしたちが確信しているからです」(マツキム, p. 127)

教師たちの手に握られていた。そして、そこからの当然の結果として、国民によって採用された教会統治のシステムは、その主要な役割をその変化の主要な創設者に割り当てるものであった。たしかに理論上は、長老制においては、大きな影響力が平信徒に割り当てられていた。しかし、それは国家の一員としての平信徒にではなくて、会衆の一員としての平信徒にであった。長老派の聖職者の目には、国王も物乞いも一步教会に入ればその重要さは同じであり、同じ影響力しかもたないはずであった。この考えはたしかに立派であったが、しかし、次のようにいってもかまわないであろう。すなわち、この組織化された教会民主主義はイングランドの土壌では栄えないと。イングランドはローマ・カトリック的であり、監督教會的であり、自由主義的であった。それは入れ替わり立ち替わり、「ローマ教皇の権威のために！」、「国王の至高性のために！」、「良心の権利のために！」と叫んできた。しかし、それはただ一つのことをこれまで常に避けてきた。イングランドはこれまでに一度も長老主義であったことはなかったし、また、おそらく反対を恐れることなく断言できることには、それはこれからもそうなることはないであろうということである。

イングランド人は、この制度がイングランドの宗教改革の根本原則である「聖職者の世俗法廷への従属」を根本から断ち切るものであることをすぐに見抜いた。女王はイングランドの平信徒を預かる立場にあった。よって彼女が、もしも導入されればすぐに法律から独立していることを宣言し、個人の自由と、イングランドの統治構造が依って立つ社会の秩序ある段階的構造に対してきわめて破壊的になるような権威を、自分の国にもたらすことになる変化に同意することを拒絶したとき、彼女は大多数の国民の心情を代弁していたのである。

(ベーコンによって自由にとってよくないと見なされる)

というのも、16世紀における長老派聖職者が、今日のスコットランドで一般に満足して行使されている穏健な権力だけを要求していたと考えるのは間違いだからである。ジュネーヴ規律はイングランドの平信徒にとっては恐怖の代名詞であった。その導入につながるシステムは、ベーコン以外の多くの人の意見でも、「たとえ最初は庶民的であるように見えても<sup>82)</sup>」、君主の主権に対するのと同様個人の自由に対しても有害であるとのことだった。

---

82) 原注：Bacon's *Letters and Life*, i. 100. ベーコンがウォルシンガムのペンネームで書いている。(vol. i. 24)

(ベーコンの意見を正当化する理由)

個人のための宗教的確信として、カルヴァン主義は自由の進歩にとってきわめて好都合だった。しかし、カルヴァン派の聖職者たちは、彼らの、人間の道徳的状况を改善しようとする賞賛に値する熱意において、国の政治家たちと、もはやそれを超えては悪の矯正のために力を効果的に用いえない限界に対する無知を完全に共有していた。彼ら（カルヴァン派の聖職者たち）の誠実さこそが、悪を押さえるための措置を実行に移す権限を彼らに託すことを、政治家たちの手に同様の権力を残すことよりも、美德の真の原因にとって有害なものにした。後者のグループの者たち（政治家たち）の人間に抑制をかけるときに生じるさまざまな感情、偏見、弱さ、さらには放蕩性そのものが、彼らの実際的な賢さと相俟って、決して罰するべきではない行為を罰しようとする意欲を減じてきた。しかし、カルヴァン派の聖職者たちの場合は、そのような感情は決して働かない。心底から悪を憎み、ひたすら純粋で聖なるものを愛し、彼らは自分たちが当然に恐れている悪と戦うには、社会全体の力をそれに向ける以外によい方法はないと見た。よくねらって攻撃を続けなければいつかその悪を消滅させることができると空しく信じて。彼らは不道徳と罪とを区別することができなかった。もしも彼らが自分自身の原則に対して忠実であるならば、不道徳が問題になっている場合、心の墮落を彼らの警告や勧告で浄化することに失敗したときは、いつでも、これ以上何もすることができないことを思い出したであろう。もしも心を外的な形式によって魅了することが霊的な宗教に反しているのならば、心を外的な罰によって強制することはもっとそれに反している。わかりやすい矛盾によって、彼らはこのことを見ないようにした。たしかに彼らは、自分自身ではこうした罰を下すことを主張しなかった。理論上は、彼らは教会管轄権と世俗管轄権との境界線をあまりにもはっきりと引きすぎていたので、そのようなことを許容することはできなかった。違反者には破門を下すことで彼らは満足した。しかし、自分たちの管轄権が及ぶ中では、破門は単に聖餐に<sup>あずか</sup>与ることの慈悲深い禁止であるだけではなかった。それは、罪を犯した者を同胞の間で耐えがたい孤独にさらすことをも伴った。そして最終的には、それは、罪を犯した者が再び同胞に受け入れられる前に、公衆の面前で行われる屈辱的な儀式にさらされることをも必要とした。

(俗世間の治安判事の助けが規律を維持するうえで期待される)

カルヴァン派の聖職者たちはさらにその先へ進んだ。すなわち、彼らが自分たちで与えることに尻込みしている処罰は、彼らの意見では、俗世の権力によって

与えられるべきであった。もう一度、違反者は俗世の部門に引き渡されるべきであった。スコットランドの第二規律書は、俗世間の治安判事の役割の中に、「教会の規律」を受け入れさせ維持する義務と、「教会の非難に従わない者を俗世的に処罰する」義務を明確に列挙している。もっともそれは、「常に一方の司法権と他方の司法権を混同することなく」行われるべきであるとも入念に付け加えているが<sup>83)</sup>。同じ意見がイングランドの長老派の指導者カートライトによっても述べられている。それは、彼が「世俗の治安判事は、教会の非難と規律を軽んじる者に対して痛烈な罰を」与えるのがよいと促すときである<sup>84)</sup>。

世俗の権力機関の権利について留保が述べられている。しかし、カートライトとその友人たちが、世俗の権力機関に教会の命令を訂正するいかなる権利も与えずに、「教会の命令に反抗した者を罰することは世俗の権力機関の義務だ」と考えていたことは明らかである。また、世俗の権力が聖職者たちの下した決定を実行することを拒絶したとき、聖職者たちは、平信徒の中でより賢くより実践的な者たちの同意を受けた統治システムに対して、民主的抵抗を掻き立ててもよいと考えていたこともありうる。

エリザベスは、主教制の廃止に対抗するにおいて、完全に臣民の自由のために行動していた。長老派に、従来の自分たちの地位から来る報酬や特権を放棄することを条件に、規律に自ら進んで従おうとする会衆を見つけられるところではどこでも、自分たちのシステムを導入することを許すという単純な方策は、女王にとって間違いなく嫌悪されるものであっただろうが、それと同じくらい聖職者たちにとっても嫌悪されるものであっただろう。長老派は、黙認されて保たれえる地位を求めているわけではなかった。彼らの主張は、自分たちの体系は神の言葉によって直接命じられたものであり、重大な罪を犯すことなく一刻も早くイングランド教会全体を自分たちの手に渡すべきというものであった。

---

83) 原注：Chap. x. (vol. i. 25)

84) 原注：Second Admonition to Parliament, p. 49. (vol. i. 25)

## 第 10 節：イングランドの監督制

### （イングランドの監督制）

いかなる犠牲を払っても、イングランドを端から端まで混乱に陥れさせたくなかったら、そのような結果を回避するための何らかの策が講じられなければならなかった。女王の頭に唯一浮かんできた策は、監督制の維持であった。監督制は、ベケットの頃とは、そしてのちのロードの時代のものとは、ずいぶん違った目で見られていた。外見上は、イングランド教会の主教の地位は次世紀のものと同様変わらなかった。同じ形式が彼らの聖別式では遵守されていた。彼らに果たすように求められていた機能は、彼らの継承者に移転された機能と同じであった。しかし、17 世紀においては、主教は国王と同盟関係にある、教会制度の幹部と見られていたのに対し、16 世紀においては、聖職者を国家に従属させ続けるための装置の主要部分を形成するものとしておもに見られていた。エリザベスの第 1 議会で制定された法律によって君主に付与された権力は、教会を強力に押さえつけるのに十分なものであった。しかし、できれば聖職者たちを自分たちのメンバーによって統率させるのが望ましいと考えられた。主教は、国のことを思う政治家たちからは平和と秩序の保証人として見られたが、その彼らが長老派からはキリストの大義と教会の大義に背く者として見られたことは驚くに当たらない。主教は、イングランドが再びローマ教皇のもとに落ちてしまうことから防ぐために、何と言われようと耐える覚悟があった。主教の多くは、おそらく教会が主教によって統治されるべきか、長老によって統治されるべきかに関しては無頓着であったろう。ほとんどすべての者が、儀式の修正を求める者たちに同意する用意があった。しかし彼らは、一般感情に鑑みると、極端な措置は困ると考えていた。彼らは、心の中ではもっとも大事に思っている大義に対して不忠と見なされようとも、女王のために働くことを選んだ。

### （国王至上主義）

政治的観点から見たイングランドの宗教改革の枢要な原則は、国王至上主義（the Royal Supremacy）である。もしも統治権者を国家の代表と見るならば、彼は聖俗の区別なく、すべての人、すべての大義に対して最高の位置に位置する存在であるという宣言は、イングランドの自由を支える礎石の一つとして見てよいだろう。それは国法に従うことの抜け道があってはならないということと、特権ではなくて正義のみが、聖職者と人民との間に存在する関係を統御できるとい

うことを意味した。しかし、国民が正義とは実際のところ何なのかを学ぶにはゆっくりとしたプロセスを経る必要があった。エリザベスが、その原理原則が国に分裂を招き、当時フランスで荒れ狂っていたような内乱に国を導くことになるかも知れないような者たちに好意的な眼差しを向けるようになるのは、彼女が国の大義を支持する者たちの間に存在する違いを取り除くという偉大な仕事に傾注しているときではなかった。我々はエリザベスに共感してよいだろう。ただし、良心に基づく諸権利という旗印を掲げて彼女に対して挑戦した者たちや、自己の宗教的確信が政治のご都合主義によって形作られることを許容することを拒絶した者たちに対しても共感するならば。

(ウィットギフトのカートライトに対する議論)

平和ではなくて争いが、エリザベスが行ったことの究極的な結果になることは避けがたいことであった。当時ケンブリッジ大学の神学部教授であったカートライトが長老派統治の擁護に立ち上がったとき、彼はウィットギフト<sup>85)</sup>の「教会統治の形式が聖書に規定されていると想像する理由はない」という主張によって迎えられた。キリストは教会統治の形態を不確定のままにしたので、それは時代の要請によって変わりうると彼はいう。さらに彼は、「イングランド教会の既存の構造は、エリザベス女王統治下のこの国にとってもっとも適したものである」といった。

ウィットギフトによって述べられたような原理は、それを抱く者たちに懐柔的な感情を吹き込んだであろうと想像されるかも知れない。ところが残念ながら、そうではなかった。ウィットギフトとウィットギフトとともに考えた者たちは、自分たちの敵対者をその間違った方向に放出されているエネルギーを有益な方向に向き換えてやる友人として見るよりも、むしろ粉砕すべき敵として見ているように見えた。あの善良で穏やかなグリンダル<sup>86)</sup>でさえも長老主義に対する処方箋としては、そのもっとも熱心な信奉者たちの半分をケンブリッジの監獄に、さらにもう半分をオックスフォードの監獄に送り込むこと以外になかったのだ。

---

85) John Whitgift (1530/31?-1604) カンタベリー大主教。(1583-1604) (ref: William Joseph Sheils, *Whitgift, John*, DNB)

86) Edmund Grindal (1516x20-1583)カンタベリー大主教。(1576-1583) (ref: Patrick Collinson, *Grindal, Edmund*, DNB)

## 第 11 節：グリンダル、カンタベリー大主教に

(グリンダル、カンタベリー大主教に)

しかし、グリンダルはたとえ一時的に我を忘れたとしても、すぐにカンタベリー大主教（イングランド教会で最高位にある者）らしいところを見せることができた。イングランド教会がこれまで抜けてきたもっとも深刻な危機の一つの中にあって、彼は同教会の擁護者として立ち上がった。それは特殊な困難と危険のある状況下においてだった。政府のエネルギーが単なる抑圧政策だけでは、長くもたないことは明らかだった。それはイングランド教会に深刻な害をもたらすであらう。もともとそうした政策は同教会の権益を保護するためであるにもかかわらず。争われている問題を規制するためのルールを設けるのはよいが、国の政策に従う聖職者が従わない聖職者がもつエネルギーと能力のいくらかでも発揮できるようにならないと、主教や彼らが行使する規制は遅かれ早かれ消えてなくなってしまうであらう。

(聖職者の劣悪な状況)

主教たち自身に落ち度はなかった。彼らは長い間、聖職者の状況を嘆いてきた。ほとんどの教区では、メアリー1世時代にミサを唱えていた者がまだ残っていて、今は共通祈願書の式文を読んでいた。聖職禄は一般に非常に低く、よほど貧しい者でないと受けようなどとは思わないものであった。聖職禄をもっている者は、既定の文言をなんとか読めて、時折説教集から説教<sup>87)</sup>が読めればよかった。

このような状況の結果、説教<sup>88)</sup>が行われた教会では人が大勢詰めかけたが、行われなかった教会では場は閑散とした<sup>89)</sup>。事態を改善するための唯一の希望は、大学で大人になりつつある能力と熱意をもった若者が聖職の道に入ってくることを期待することにあつた。しかし、そのような者たちは、一般にはピューリタン

---

87) この場合の「説教」は原文“homily”。“homily”とは、旧約・新約聖書の本文に基づき本文の使信を展開するもので、のちに「講解説教」と呼ばれるようになったもの。(岩波キリスト教辞典、「説教」)

88) 説教：この場合の「説教」は原文“sermon”。“sermon”とは、“homily”との対比でいえば、信仰生活や社会の諸問題を中心に提起してキリスト教の立場からの対応を促すもので、のちに「主題説教」と呼ばれるようになったもの。(同上)

89) 原注：Hooker, *Eccl. Pol.*, v. xxii. 16. (vol. i. 28)

(ノン・コンフォーマリストや長老派が、嘲笑を込めてそのように呼ばれ始めていた)の中に見出された。このような者たちを既存の秩序に取り込んでいくための何らかの策を講じないと、エリザベスが維持しようと心血を注いできた大義は必ず失われることになるだろう。

(ノーザンプトンにおける出来事)

長老派の論争が最高潮に達したのとほぼ同じころ、ノーザンプトンでは教会生活をもっと活性化する試みがなされた。教区の聖職禄保有者が、市長の同意を得て、宗教的な目的のための連合を組織したのである<sup>90)</sup>。彼ら<sup>91)</sup>が定めた規則は、多くは極めて価値のあるものだったが、彼らはあまりにも深く教区民の私的行動に介入してよいことになっていた。市長は、聖餐式に出なかった者を非難する目的で、戸別訪問に自分の権威を貸しさえもした。このような出来事(それは当然糾問的きゅうもんなものになっただろう)とともに、「預言集会」<sup>92)</sup>と呼ばれる会合が現れた。

---

90) 「教区の聖職禄保有者」とは、たぶん Perceval (or Percival) Wiburn のことか。ref: Collinson, pp. 141-142. その他に以下のものも参照: C. S. Knighton, *Wiburn, Percival*, DNB; W. J. Sheils, *The Puritans in the diocese of Peterborough, 1558-1610* (Northampton; Northamptonshire Record Society, 1979)

91) 彼ら: つまり、教区の聖職禄保有者と市長

92) 預言集会: 原文“Prophecyings”。ある地域の聖職者が2週間に1回、もしくは月に1回のペースで集まり、順番に説教をし、その説教を仲間に評価してもらうというもので、時には一般の人々も参加した。(ref: Marshall, p. 122) つまり、聖職者による聖職者のための説教の練習会であり、同時に聖書に対する理解も深めようとした。

## 第 12 節：預言集会

(預言集会)

このような訓練の場が（それはいくつかの点で今日の聖職者の集会に似ているが）、神学的、宗教的主題について議論するために開かれた。そして、未熟な話し手が説教に慣れるための手段として見なされた。また、単なる討論会になってしまわないように気が払われた。

(預言集会は全国に広がり良い効果をもたらした)

預言集会は野火のように王国に広がっていった。それは、時代が必要としていたものをあまりにもよく満たしていたために急速に広がっていった。中には悪用<sup>93)</sup>される例もあったが（このような運動にはたいていつきもののよう）、しかし、概して効果は非常によかった。これまで説教ができなかった者たちが、表現力を身につけた。これまで生ぬるかった者たちが、そして、後ろ向きだった者たちが、自分たちよりも積極的な者たちとの交流によって、奮い立たされ、励まされた。10人の主教がカンタベリー大主教、すなわちグリーンダルを頭に据えて、この運動を奨励した。彼らはひょっとしたらこれが、急速に単なる国家の道具となりつつある教会に活力と生命を復活させてくれるかも知れないと浅はかにも希望した。

(グリーンダル、悪用を防ぐためのルールを起草する)

グリーンダルはこれまでに起きた悪用を将来的に回避するための規則を作成した。それによると、預言集会はその主教区の主教の指導のもとでのみ開かれることとした。そして、主教によって議長 (moderator) が任命されることとした。主教が議論のテーマを選び、主教の許可なくしては何人も発言することを許されなかった。この許可はいかなる理由があっても平信徒に、または、職を剥奪されたもしくは停職させられた聖職者に与えられることはなかった。教会の制度を攻

---

93) 「悪用」とはつまり当局から見た見方で、宗教的急進派が自分たちの宗教思想を広めようとしてそれ（預言集会）を利用することがあったという意味であろう。(ref: ギリー & シールズ, p. 200)

撃する者はいかなる人物であっても主教に報告され、将来において集会に参加することを禁止された。

このような規制のもとで、こうした会は繁栄するに値した。それは間違いなく、ずっとのちにベーコンがその再開を強く主張したときに述べたように、「説教師が神の言葉をそれが本来扱われるべきように扱うやり方を訓練するための最良の方法」であった<sup>94)</sup>。

(エリザベス、こうした集会を疑いの目で見ると)

自身にとってもイングランドにとっても不幸なことに、女王はこうした出来事をまったく反対の見地から見ていた。彼女は自分と異なる意見があっても、それがあまり世間に知られておらず、公衆の前で華々しく披露されているのでなければ、放置しておくだけの賢さをもっていた。しかし、自由な言論、自由な行動のぶつかり合いに対しては、きわめて深い反感を抱いていた。

(説教に対する嫌悪)

彼女は説教自体にさえも嫌悪の眼差しを向けていた。聖職者の中でよく選ばれた者が、まれな機会に極上の聴衆に極上の説教をするのはよいだろう。しかし、通常の場合では、当局の発行した説教集 (the Homilies) の中から一つが選ばれて会衆に向けて読まればそれで十分だろう。1年中、瑕疵のない作文<sup>95)</sup>以外のものは何も聞かない者たちの心の中に、異端が入ってくる余地はないであろう。1つの州の中には2人の説教師がいれば、それでもう十分であった。

(彼女は驚き、預言集会の禁止を命ずる)

説教に関してこのような見解をもっていた彼女は、国のあちらこちらの地で起こっている現象について聞いてすっかり驚いてしまった。彼女は「預言集会」に終止符を打つことを決意した。彼女は、自分の子どもに歩けるようになってほしいが、でも、地面に足をつけることを心配している母親のように、もしもこのよ

---

94) 原注: *Certain Considerations for the better Establishment of the Church of England.* (vol. i. 30)

95) 瑕疵のない作文: つまり、説教集の説教。

うな集会を許したら、それに続いて起きるであろう権威の崩壊を想像した。彼女は主教たちに手紙を書いて、預言集会を禁じるように命じた。

(グリーンダル、抗議する)

明かに嵐になりつつあるにもかかわらず、勇敢な老カンタベリー大主教は女王に雄々しく立ち向かった。毅然として、しかし同時に<sup>うやうや</sup>恭しく、彼は女王が行おうとしている過ちをそのありのままの形で示した。彼は、やれば必ずイングランド教会の没落につながるような行為を行う前に、もう一度考え直してくれるように女王に頼んだ。自分としては、福音の進歩につながらないと考えていることに賛成するわけにはいかないと。「陛下が私から大主教職を取り上げなされるなら、喜んでそれに従いましょう。しかし、私は決して預言集会の禁圧命令を送る共犯者にはなりたくないのです」と。

(職務を停止させられる)

グリーンダルの必死の<sup>いさ</sup>諫めも空しく、彼は職務を停止させられた。そして、深い不名誉の中で死んでいった。預言集会は終わらせられ、多くの思慮深いイングランド人の中で急速に信念となりつつあった自由プロテスタントイジズムを、主教制の中に取り込もうとする試みは今のところ終わったのである。

(下院議会、論争に参加する)

預言集会が起こる少し前の 1571 年、下院議会が舞台に登場した。1559 年にエリザベスが即位してからの 12 年間の歳月で平信徒の心は大きく変わっていた。老人たちはすでに墓場にあり、プロテスタントが嫌われていたのはとくに老人たちにおいてであった。議会のほとんどを構成しているカントリー・ジェントルマンは、もしも彼らがプロテスタントの考え方を採用するならば、聖職者の中でもっとも有能な者、もっとも活動的な者たちによって受け入れられているカルヴァン主義以外にイングランドにおいて生きた信仰を見出すのはほとんど無理であった。結局のところ女王のつくった体制は単なる死に体に過ぎなかったのである。そこにはまだ生きた宗教的精神が吹き込まれていなかった。ローマ教会に対する闘争は日々国を挙げての闘争になりつつあった。通常であれば聖職者の一部が一定の形式に反対していてもほとんど関心を払わなかったような者たちも、その聖

職者の一部が反イングランド教會的なぼろ布<sup>96)</sup>の採用に反対しているときは、その彼らを支持する用意があった。また、政府によって個人の自由に課せられた抑圧に対して高まりつつある不満の感情も、聖職者が迫害されている側にある限り、彼らの要求にとって不利なことではなかった。もっとも、カートライトが長老制のシステムを導入することに成功していれば、同様の感情が間違いなく王権の側にも現れたであろうが。

したがって、共通祈禱書を修正し、カンタベリー大主教の権限を若干切り詰めるための法案が提出された。しかし、下院の気質をもっともよく表しているのは、のちの時代にしばしば援用されるようになる、三十九箇条を確認する内容の法律<sup>97)</sup>であった。すなわち、そこでは、すべての聖職者はキリスト教信仰とサクラメントの教義に関する条項のみに署名することを義務付けられるとされていた。「のみ」という言葉を挿入することによって、議会は、教会規律や教会統治に関わる条項には署名を必要としないと理解されるように意図していた。

(教会問題で王権と下院との間に生じた齟齬)

かくして、国政上の二大権力の間には亀裂が走り、それは王権自体が紛争の荒波の中で一時的に姿を消すまで埋まることがなかった。イングランドの宗教改革はこれまで述べてきた通り、君主によって率いられた平信徒による所産であった。ところが今や下院議会は、女王が決めたのと反対の方向に行こうとしていた。たしかに下院議会の提案は、重要な修正なしではいつも受け入れられるとは限らなかっただろう。下院議会よりも女王の中に真の代表を見出す社会の部分もあった。エリザベス1世治世の大部分の間、下院議会はのちの時代とは異なって決して代表体ではなかった。すべての議員が至高の誓いを行うように強いられた。そして、ジェントルマンの大部分はそのような条件の下ではウェストミンスターに座すことを拒絶した。もしも下院議会在聖職者のために要求した自由が認められなかったなら、教区の管理司祭が教区民を怒らせるような形で自らの義務を遂行することによって自らの地位を乱用しないようにするために、新しい保証を考え

---

96) 反イングランド教會的なぼろ布 (原文“the rags of an anti-national Church”) : おそらく、祭服論争におけるサープリス (短白衣) やコープ (大外衣) のことをいっているのか。cf. HE1, p. 319, ‘Romish rags’.

97) 原注 : 13 Eliz. Cap. 12. (vol. i. 32)

訳注 : Ordination of Ministers Act of 1571 (13 Eliz. 1 c 12). その主要な内容は、イングランド教會の聖職者に三十九箇条に署名することを求めること。

る必要があっただろう。政府によって課された抑制が減れば減るほど、新しい抑制（それは会衆から生じるべき）を考える必要があっただろう。その一方で、政府は教区民の過半数によって支持された牧師による個人の圧迫を効果的に妨げる全体的監督権を保持し続けるのである。

（エリザベスの決断の悪しき結果）

双方が少しでも節度をもっていれば、そのようなスキームが決定されたかも知れない。しかし、実際にはそうならなかった。たしかにエリザベスには感謝すべき点が多々あるが、忘れてはならないことは、彼女は、彼女の継承者に遺産として、その斜陽が万全の知恵によって止められない限りは国民を敵対する二つの陣営に二分しかねず、しかも双方が必要性に迫られて和解を受け入れたあとも、イングランドを神学者どうしの争いと宗派間の争いの餌食にしてしまいかねないような教会システムを残したことである。

## 第 13 節：ウィットギフト、カンタベリー大主教に

(エリザベス、ウィットギフトをグリンダルの後継者に)

事態がそのまま長く続くということはありませんでした。女王が譲歩する気のない限り、彼女は必然的により厳しい手段に訴えざるを得なくなる。1583年にグリンダルが没したとき、彼女は自分の考えを断固として実行してくれる後継者を求めて辺りを見回した。その結果彼女は、カートライトの年来の敵、ジョン・ウィットギフト<sup>98)</sup>を見出した。ウィットギフトは正直で善良であったが、一方で信じられないくらい偏狭な心の持ち主であった。その心を満たしていた唯一の考えは、イングランド教会の牧師を少なくとも表向きには均一にしようということであった。彼は、誠実で敬虔な者たちがもっている良心の呵責というものを理解できなかった。現在はびこっている不法状態に終止符が打たれなければならなかった。それはそうしたことがイングランド教会の健全な教義や実際的な有用性に一致していないからではなかった。そうではなくて、そうしたことが秩序を乱しているからであった。彼が目指したのは、イングランド教会をローマ教会のライバルにすることであった。すなわち、信仰でははっきりと異なるが、権威に対する服従と礼拝の統一性に関しては同等である教会にすることであった。

(高等宗務裁判所の形成)

こうした見解を実行に移すために、高等宗務裁判所という機構がつけられた。これまでもいくつかの暫定的な宗務委員会が、さまざまな時に国王至上法の効力によって設立されたが<sup>99)</sup>、こうした委員会の権限は、これから設立されようとし

---

98) John Whitgift (1530/31?-1604) カンタベリー大主教 (1583-1604) 1570年、当時ケンブリッジ大学レディー・マーガレット神学教授だったトーマス・カートライトが、国教会の機構は使徒教会の理想に反すると唱えたのに対し、当時同大学の副総長でトリニティー・カレッジの学寮長を兼ねていたウィットギフトは、カートライトからその職を剥奪した。ウィットギフトは、国教会を改革することも重要であるが、まず危機を乗り越えさせて生き延びさせなければならないと考えていた。(ref: 世界歴史体系『イギリス史1』, p. 83; William Joseph Sheils, *Whitgift, John*, DNB)

99) 国王至上法は、ヘンリー 8 世をイングランド教会の首長として認め、君主に修道院司祭・教区司祭を訪問し、調査し、正し、鍛錬する権限を与えていた。(ref:

ている恒久的な裁判所の権限に比べればずっと限られたものであった。この裁判所が設立される根拠となった法律を 24 年前に成立させた下院議会は、将来非常に異なる目的のために女王に託された権力が使われることになるということを知っていたとしたら、恐ろしさのあまり尻込みしていたであろう。そして、エリザベスが即位して以降、世論は大きく変わった。それは、新しい大主教が抱いていた原則とは反対方向の変化だった。

高等宗務裁判所は 44 人で構成され、そのうちの 12 人が主教となる予定であった。その権限はきわめて広く、穏健なイングランド人だったら誰でも嫌悪感を抱くような抑圧の形態をあわせもっていた。すなわち、俗世の裁判所が染まっていた恣意的な傾向と教会裁判所がもっていた異端審問的な性格をあわせもっていた。新裁判所はいずれの形態の圧迫者に対しても感じられる嫌悪感を備えもつことに成功していた。ただ 2 点においてのみ、それは南欧の異端審問裁判所とは異なっていた。すなわち、それは死刑を下すことができず、また、拷問によって自白を引き出すことも許されていなかった。

#### (高等宗務裁判所の権限)

それでもそれは、当時の情勢下では十分に悪かった。当該裁判所は、既存の教会システムを樹立している議会法に対する違反のすべてについて、審問する権限を与えられていた。また、教会に来ない者を罰し、国法に基づいて合法的に正すことができるすべての誤り、異端、分裂を正し、教義条項に反する見解をもっている聖職者から聖職禄を剥奪し、すべての近親相姦、姦淫、暴力、不品行、婚姻における秩序を乱す行為、および、教会法で処罰可能なすべての重大な違反について処罰する権限を有していた。

#### (証拠を得る手段)

当該事案の事実到達するために裁判所が使える手段は、権限の広さよりもさらにイングランド法の精神に反していた。被疑者の有罪を立証するのは裁判所の仕事なので、何人も自己を告発する義務はないというのが理論上はイングランド法の原則であった。ところが実際の場面では、とくに国や政府の利益がかかって

---

Encyclopædia Britannica (<https://www.britannica.com/>), 'Court of High Commission')

いる場合には、その大原則は無視されたが<sup>100)</sup>、それでもそれが不人気な裁判所によって無視されると、その大原則の記憶がよみがえってくるのは確実であった。高等宗務裁判所は、その原則を世俗法および教会法から引き出していながらも、手続きを完全に逆の原則に基づいて進めた。同裁判所の目的は、法に対する不服従の罪を犯した者を現実に、または、裁判所の見解に従って処罰することであった。新しい裁判所の規則を作った者たちは、政治的な事案において通常のカリスマが駆り立てられたのと同じ精神で、無実の者を救うよりも有罪の者を罰することを重視したのである。しかし、通常のカリスマが不人気な違反者に対して既存の形式をねじ曲げることで満足していたのに対して、高等宗務裁判所は、国民の共感を有している者をその権限の射程内におさめるために、新しい形式を決める権限を有していた。

「12人の善良で合法的な人物の宣誓」という通常のやり方で真実にたどり着く権限を与えずに、イングランドの裁判所を構成することはほとんど不可能であったろう。しかし、この長く続いてきた制度に敬意を表した上で、高等宗務裁判所は証人だけに頼るように指示し、さらに、有罪判決は「考えられるあらゆる他の方法や手段」によっても得られるようにとまで指示したのである。

この曖昧な条項の意味はすぐに誰の目にも明らかになった。裁判所は、気が進まない証人から情報を引き出すという方法を使い始めた。それは「職権宣誓」(ex-officio oath) と呼ばれるものであった。それは告発された人物に対して求められた宣誓であり、告発された人物は、自分に差し向けられた質問に対して真実の答えをするという宣誓であった。告発された人物は、自分自身を告発するように強いられるだけでなく、裁判所が現在のところ何ら確実な情報を得ていない自分の友人までトラブルに巻き込む立場に追い込まれるものであった。

(すべての疑われた聖職者に提示される質問書が起草される)

ウィットギフトは法廷の構成をこのようにととのえると、もっとも審問的な性格をもつ24の質問を起草した。彼はその質問書をすべての疑われた聖職者に提示するつもりであった。それは告発された者の公の事柄に関する調査にとどまらず、その私的な会話にまで及ぶものであった。その不幸な被告発者が宣誓を拒絶した場合、彼は即座に聖職禄を奪われ、法廷侮辱罪で監獄に収監されることになっていた。

---

100)つまり、被疑者が自らの無罪を立証するというように置き換わっていた。

(聖職者、枢密会議に訴える)

気の毒な聖職者たちは枢密会議に訴えた。ウィットギフトは彼の行いに賛意を示してくれる政治家を一人も見つけることができなかった。バーリーはその穏やかで冷静な気質から可能な限りの怒りを込めて、ウィットギフトがその有罪であるところの専制に対して抗議した。彼はウィットギフトに、自分の願いは教会の平和を維持することであるが、こうしたやり方はあまりにもローマの異端審問の匂いが強く、「何かを改革するというよりも、むしろ違反者を探すための装置だ」と述べた。しかし、バーリーの抗議は徒労に終わった。ウィットギフトは一度こうと決めたら譲歩するような者ではなかった。しかも不幸なことに、彼は女王の完全なる、かつ、安定した支持を受けていた。こうした苛酷な措置がその目的を果たすことができなかったときは、今度は通常の裁判所に訴えられた。多くの者が「主教に対するいかなる攻撃も女王に対する反乱の扇動である」との口実で、処刑台に送られていった。

## 第14節：マープレリット論争

(マープレリット論争<sup>101)</sup>)

驚くべきことにこうした残虐なことが最高潮に達していた頃、これまでエリザベス女王の教会政策に対する抗議の機会を一度も逃したことがなかった下院議会が、そのピューリタン擁護において冷淡になり始めたのである。その理由の一部は、スペインの無敵艦隊を破ってエリザベス女王が博した偉大な人気からくるものであろう。しかしそれ以上に、一連のピューリタン系ひぼうちゅうしょう誹謗中傷文書の著者たちがもつ放縦さから来ているであろう。

(ブラウン派の意見の広まり)

こうした行き過ぎ<sup>102)</sup>に驚いた穏健な人々は、当時「ブラウン派の意見」として知られていたものに一層の嫌悪感をおぼえた。「ブラウン派の意見」とは、ロバート・ブラウン<sup>103)</sup>から来ており、その彼からそれは最初に生じたのである。彼の主義主張は、のちに独立派によって抱かれたものと非常によく似ていた。ブラウンの信奉者は、すべてのキリスト教徒の会衆は、それ自体が一つの完全な教会であり、俗人による統治も聖職者による会議も、教会をその行動の自由において縛る権利は何もないと考えた。彼らほど宗教がもつ霊的な性質や教会が国家に依存することからくる諸悪に関してはっきりとした考え方をもちたグループはなかった。ブラウン派、すなわち、彼らが自分たちでそう呼んだように「分離派」は、従来のピューリタンたちとは異なって教会改革や法律の緩和を要求するだけでは全然満足せず、イングランド教会を捨てて、あらゆる国家権力から完全に独

---

101)マープレリット論争：1588年から89年にかけてピューリタンが秘密の印刷機を使って行った、ほんのひと時の間であるがよく知られたパンフレット闘争のこと。主教制を神聖冒瀆的だ、ローマ教皇的だ、などといって攻撃した。パンフレットは決してピューリタンのリーダーたちの支持を受けることはなく、秘密の印刷機が政府のエージェントによって発見されると終焉を迎えた。著者は「マーティン・マープレリット」などといった匿名を使っており、それが具体的に誰であるは今日でもはっきりとはわかっていない。(ref: Encyclopædia Britannica, 'Marprelate Controversy')

102)こうした行き過ぎ：つまり、ウィットギフトによるピューリタン弾圧。

103)Robert Browne (1550?-1633) 宗教的分離主義者。(ref: Michael E. Moody, *Browne, Robert*, DNB)

立しようとしていたのである。もしも彼らがここで止めていたら、それでももう十分に不人気であっただろう。しかし、彼らの少なくとも一部は、自分たちがさらされた迫害にせつつかれてこれよりもはるかに先へ行ったのである。彼らは、牧師は人民の自発的な献金によって養われるべきだと考え、国定教会は全体的に反キリスト的であり、一瞬でもそこにとどまることはとんでもない大罪になるとも宣言したのである。そこから彼らの一部はさらに攻撃的な宣言を行った。すなわち、法律を我が物にしたい願望を捨て、彼らは女王に、「国内のすべてのほかの宗教や礼拝、牧師を禁止し撲滅する」ことを要求したのである<sup>104)</sup>。さらに、女王は主教の広大な土地から田舎の小教区の管理司祭の教会付属地に至るまで、教会財産をすべて差し押さえるべきだと彼らはいった。

(イングランド教会のシステムを支持する反動)

こうした考え方に恐れをなして、長老派のカートライトはその邪悪性を非難する手紙を書いた。議会は1593年、エリザベス女王即位後初めて、いかなる類いのプロテスタントにも対抗する法律を通過させた。

エリザベスの晩年は、高等宗務裁判所が設立されたあとに続いた嵐よりは静かだった。それはおそらく、聖職者の中から当局のやり方に従わない者が排除され、その結果、裁判所が権力を振うことのできる相手が少なくなったためであろう。あるいは、エリザベスが生きている限りシステムの変更の望みはないと確信した不満分子たちが、彼女の次の代に希望を託して自制したためであろう。しかし、こうした理由はたとえその影響がどんなであっても、それ自体はそれほど重要ではなく、16世紀末葉に起こった明白なピューリタニズムに対する反動を十分に説明することはできない。

(この反動のさまざまな原因)

女王が即位したときに彼女を支えた者たちが一人また一人と亡くなっていくと、今度はイングランド教会とは異なる宗教に関しては、論争の書物を通して以外何も知らないという世代が登場した。彼らの父親たちの代にはあれほど激しい攻撃にさらされた儀式や祭服も、その者たちにとっては、自分たちの幼き日々の

---

104)原注：H. Barrow's *Platform*. (vol. i. 37)

訳注：Henry Barrow (c.1550-1593) 分離主義者。(ref: Patrick Collinson, *Barrow, Henry*, DNB)

思い出と絡み合ったものとして神聖化された。彼らが決して自分の目では見たことがない過去のシステムにおける形式とそれらを結びつけることは、想像力を一生懸命かき立てる必要があった。しかし、彼らが思い出したことは、こうした儀式を行っていたのは、または、こうした祭服をまとっていたのは、スペインの無敵艦隊がまだ破られずにイングランド沿岸の沖合を跋扈<sup>ぼっこ</sup>していた不安な日々のあるときに、自分たちの祈りを先導してくれた聖職者だった、または、大勝利が得られたのちに、自分たちの名において、もしくは、すべての真のイングランド人の名において、天に向けて感謝の祈りを捧げてくれた聖職者たちだったということであった。彼らの大部分によって、こうした形式はそれ自体のために喜びをもって受け取られた。いつの時代でも、ピューリタニズムが嫌い人はたくさんいるだろう。なぜならば、それは単に人々の行動に抑制をかけるだけではなくて、人間本性の大部分に関してこれを考慮に入れることを拒絶しているからである。ピューリタニズムは中世のシステムが崩壊したあとに続いた唯物主義に対抗することに全精力を傾け、体の感覚を通じて人間の霊的本性に影響を与えるさまざまな要素についてしかるべく考慮することを忘れた。だからこそ、美しい形式やきちんとした秩序に魅力を感じる者たちは、エリザベスの支援のもとでイングランド教会につくられた制度のもとに集まってきたのである。そして、こうした制度を必要やむを得ないものとして認めることで満足してきたエリザベス任命の当初の主教に代わって、こうした制度をまさにそれ自体のために擁護する気のある高位聖職者が育ってきた。彼らは、こうした制度は少なくともその主要な特徴においては、神の意志にかなうかたちでつくられたと信じていた。平信徒の間でも、こうした見解は大いに支持を集めた。とくにプロテスタントは、新しい世代の転向者によって補充されたのでなおさらだった。彼らは子どもの頃、古い教えで教育を受け、従って一度もカルヴァン主義の影響下にいたことはなかった。彼らはフッカー<sup>105)</sup>の偉大な著作品の中に、そこから多大な励ましを受けることができるような表現を見つけた。

---

105) Richard Hooker (1554-1600) イングランドの神学者、哲学者。 *Of the Laws of Ecclesiastical Polity* (『教会政体の法について』) の著者。(ref: A. S. McGrade, *Hooker, Richard*, DNB)

## 第 15 節：フッカー

### (フッカーの『教会政体』)

しかし、こうした感情が次第に高まってきて長老派を絶望に追い込む一方で、すぐに明らかになったことは、主教制擁護派もノン・コンフォーマリストに対してどういう方針をとるかでは一枚岩ではなかったということである。フッカーはたしかに、争われている点是不変の神の定めによって決められている事柄ではないので、教会の置かれている状況に応じて適宜変化することはありうると主張した。当面は、これらの問題は、エリザベス女王がイングランド国民の長であり代表として同意したイングランド教会の法によって解決された。フッカーはこの解決の仕方に完璧に満足していた。そして、自分の敵対者たちに、かくして定められた法に従うように勧告した。しかし、フッカーの偉大な著作品をつぶさに見てみると、次のことが明らかになる。すなわち、彼の結論は 2 つの異なる議論をベースにしていた。それらは、彼の頭の中では論理的正確さを犠牲にして混然一体と混ざり合っていたが、将来においていかなるクラスの理論家たちからも同時に支持を得られそうにもないものであった。彼が聖書や、初代教会の慣行から論じるときは、バンクロフトやロードのまだ発達していない特徴がはっきりと見て取れる。しかし、その一方で、彼が法の至高性を宣言し、ピューリタンの主張を理性の天秤で測るときは、彼はベーコンがその長として一般に認められている偉大な思想家一派の思想と同じ思想をもっていることがわかる。フッカーの偉大さは実に、特定の探究を行うときの徹底性にあるというよりも、エリザベス朝時代にイングランドを高めたすべての者たちの偉大さと同じように、その性分の全体的性格にあったのである。彼は本能的に真理の一体性を見出すと、それを必ず有機的につながった全体として表現する。これこそ彼を、思想の一貫性において彼よりも優れている者よりもはるかに、イングランド教会の代表的人物として見なされるべき者にしたのである。

### (寛容さを支持する気持ちの高まり)

すぐに明らかになったことは、ライバル宗派間の中道を歩みたいという願望は、ごく少数の進歩的思想家に限らないということだった。フッカーと同じように考えている平信徒は多かった。しかもその数は増えていた。もともと彼らは、フッカーの示した解決には満足していなかったが。教会によって規定された礼拝形式を賞賛し、フッカーの長老主義に対する嫌悪も完全に共有していた者たちで

さえも、あまり深い理由付けはなしに、彼とは完全に反対の結論に至っていた。彼らのはのちに彼らの子どもたちがそうなったように党派的人間ではまだなかった。イングランド教会の一体性を守ることのほうがその一体性を急速に不可能なものにしていた形式を守ることよりも大切だと考えていた。もしもこれらの儀式が人間以外のものに由来するものだと主張されずに、統一性のために法律によって課されているだけならば、その法律は緩和されるべきではないか。あらゆるところで説教師が必要とされていた。主教や牧師が細かな点について言い争っている間、数あまたの人民はまるで異教徒のようにして暮らしている。かくも多くの説教をする能力のある人間がほとんど重要性のない事柄に関してかくも几帳面になっていることは、実に惜しまれることである。しかし、この几帳面さのゆえに、それを感じている者たちを排除することによって教会の平和を乱すことが必要なことなのだろうか。また、コンフォーマリストの同胞が抱いているのと同じ教義について説教し、その暮らしぶりがイングランドにおけるいかなる主教の暮らしぶりとも少なくとも同程度に模範的なものである忠実で敬虔な者たちが、その有益な経歴を短く終わらせられてよいのだろうか。ただ単に、ある教区で職務を遂行する聖職者が隣の教区ではガウンが着用されているのにサープリスを着用して、統一性にうるさい人々を憤慨させないようにするためだけに。

(プロテスタンティズムとルネサンス)

フッカーの偉大な作品は神学的意味以上のものがあつた。それは、プロテスタンティズムとルネサンスの新しい学問との再会の印であつた<sup>106)</sup>。エリザベス朝の初めの頃は、その思想の傾向はまだエリザベス朝教会の形式を満たしていなかった。しかし、治世の終わりの頃には、それは多くの問いかけ<sup>107)</sup>や、教条的な主張に対する不信感に基づきながら着実に流れ込んでいた。宗教はその周辺の世界の多面性を取り込み始めたのである。そして、フッカーはスペンサーやシェークスピアと比肩すべき人物であつた。

---

106)ref: 本章 17頁:「かくして新しい学問の精神は、初期の禁欲主義から離れて漂っていった。そして、それはプロテスタンティズムの精神の中に同盟者を見つけた」。つまり、理性や人間中心の思考で宗教を考えていくことだと思われる。フッカーにもその傾向があつた。

107)多くの問いかけ:つまり、理性や人間中心の思考に基づいて宗教に対してさまざまな疑問を発していくことか。

エリザベス朝の最後の15年間は、多くの互いに反する要素が調和のとれた協調関係へと融合されていく過程であった。この期間にイングランドが占めた地位を理解したいと思う者は、3人の天才が中世の騎士道的な伝説をその中に込めた、偉大な3つの想像力に富んだ作品を並べてみるとよいだろう。

(狂えるオルランド)

イタリアのアリオスト<sup>108)</sup>の作品は、同時代とは完全に距離を置いていることで際立っている。『狂えるオルランド』の詩人は、彼の周りの世界が全然知らない、礼儀と武勇の理想的な世界を放浪する。もしも彼のイタリアの読者がイタリアのことを思い浮かべたとしたら、それはかくも多くの希望がといえ去ったことにため息をつくことでしかなかっただろう。

(ドン・キホーテ)

セルバンテス<sup>109)</sup>の作品はそれとはまったく異なる。彼にとってイタリア人の目にはかくも明るく映る伝説は、馬鹿々々しいものになっていた。彼にはそうした伝説の不条理さしか見えなかった。このような観点から見ると、『ドン・キホーテ』はこれまで書かれた本の中でもっとも悲しい本となる。それは父の高貴さや騎士道精神には目をつぶりながら、父の愚行をあざける子供のようなものである。

(『フェアリー・クイーン』、すなわち、エリザベス朝時代の鏡)

『ドン・キホーテ』が世に出る少し前、もう一つ別の本が非常に異なる人々の間で日の目を見た。エリザベス朝の栄光の中で育てられたスペンサー<sup>110)</sup>にとって、昔の騎士道物語における高貴なものはすべて生きた現実となった。彼の不滅

---

108)Ludovico Ariosto (1474-1533) イタリアのルネサンス期の詩人。叙事詩『狂えるオルランド』(*Orlando Furioso*)は、イタリア・ルネサンス期の代表作に数えられる。翻訳書あり⇒協功訳『アリオスト 狂えるオルランド』(名古屋大学出版会, 2001) (ref: Encyclopædia Britannica, 'Ludovico Ariosto')

109)Miguel de Cervantes (1547-1616) スペインの小説家、劇作家、詩人。『ドン・キホーテ』(1605, 1615)の作者。(Encyclopaedia Britannica, 'Miguel de Cervantes')

110)Edmund Spenser (1552?-1599) イングランドの詩人。『フェアリー・クイーン』の作者。(Andrew Hadfield, *Spenser, Edmund*, DNB)

の詩の中で我々の目の前に次々と現われる騎士と乙女の理想的な光景は、我々の記憶の中にごく自然と、処女の女王の王座を守った戦士たちのことを思い出させる。イングランドでは、現在と過去を隔てている大きな溝は存在しなかった。イングランド人は父親たちを喜ばした物語の中に、冗談にするためのネタを見つけるつもりはなかった。イングランド人は自分たちの歴史を継承物だとしており、自分たち自身がそこに入っていけると考えていたのである。

## 第 16 節：エリザベスの最期

(エリザベスによって後継者に残された重荷)

偉業はそれを引き継いだ者の仕事を簡単にしない。テューダー朝の仕事は、教会を国有化することによって国家的独立の基盤を完成させることであった。困難な闘争の過程でテューダー朝の君主たちは、これまでどのイングランドの君主ももったことがない強い権力をもつことを求め、それを得てきた。そして、彼らがそれを手に入れることに成功したことが、そのような権力を不要にしたのである。彼らが設立した制度は彼らが目的を遂げたあとも残った。宗教的見解の違いのために内乱が起りそうであったときに必要だった国家権力の強力な擁護は、平和が保証されたときにはもはや必要でなくなっていた。国王大権は、国家的統一性の維持ほどは重要でない事柄に対して適用されるときは、縮小される必要があるだろう。しかし、そのような変更は、それ自体は望ましいものであっても、成し遂げることは容易なことではなかった。制度を支える精神的な習慣は、すぐにはなくなる。エリザベスが年老いてくると、大きな変化が迫っていることが一般的に感じられるようになった。

エリザベスも、そうであるにちがいないことをわかっていた。彼女の人生の成功そのものが、それをほとんど失敗であるかのように見せていたにちがいない。人々は至る所で、かつて彼女が許した以上の緩和を求めるようになっていた。

(エリザベスの崩御)

しかし、そこから何が生じようと心配しても仕方がない。それは次の時代のことである。エリザベスにはただ一つ確信していることがあった。それはスペインやイエズス会の傀儡<sup>かいらい</sup>がイングランドの王位につくことは決してないということである。彼女は死に際に、「私の席は王たちの座る席だった。悪者には継がせない」といった。その言葉の意味は何かと説明を迫られると、「私の願いは国王が私の跡を継ぐことである」といった。そして、さらにこうもいった。「それは私のスコットランドの親戚でなくして誰であろう」と。彼女が最後に行った行為は、両手を頭の上に置いて王冠の形にしたことであった。これは、「自分はこの時すでに王である者によって継がれる」という印象をこの時その場にいた者たちに伝えるためだと解された<sup>111)</sup>。かくして 1603 年 3 月 24 日の早朝、偉大な女王

---

111) 原注：ディズレイリの *Curiosities of Literature* (1849), iii. 364 に掲載されて

は彼女がこよなく愛し、人間の知恵で測る限り、彼女がきわめて賢く統治した国民のもとを去った。

彼女の予感は一変した。悪い時代が近づいていた。それは彼女の死のあとに起こった。ちょうど彼女の父が死んだときのように。

偉大な二人のテューダー朝の君主のような君主が死ぬとき、詩人が狡猾なアントニーをして語らしめている言葉がこの世を支配しているルールであるかのように思えてくる。

人が行った悪行はその人が死んだあとも生き残るが、善行は往々にしてその人の骨とともに埋められていく<sup>112)</sup>。

過ちや愚行はすぐにその通常の結果を出す。しかし、過ちが偉大で高貴な行為の付随物に過ぎなかったときは、その偉大で高貴な行為の結果は世に出るのに時間はかからない。ヘンリー8世は、娘の王座を支えた偉大な者たちによって、そして、彼が「ローマとの絆を断った」ときに解放した国を守った偉大な者たちによって審判されなければならない。エリザベスは、ピムやクロムウェルのような者たちによって審判されなければならない。これらの者たちの行動をエリザベスはほとんど認めなかったであろうが、それでも彼らはその強さを、エリザベスがスペインの侵略に対する抵抗を率いたときのその力強さに負っていたのである。彼女は自分では理解していなかったが、自由への道を切り開いたのである<sup>113)</sup>。

---

いるのが、もっとも詳しく、またもっとも信憑性の高い説明である。(vol. i. 43)

訳注：つまり、スコットランド王ジェームス6世に継がせるということか。ちなみに、Isaac D'Israeli (1766-1848)は文筆家。英国首相ベンジャミン・ディズレイリの父親。(ref: James Ogden, *D'Israeli, Isaac*, DNB)

112) Shakespeare, *Julius Caesar*, Act III, Scene ii, 80-81 (ed. by William George Clark, William Aldis Wright, *The Works of William Shakespeare* (Macmillan; London, 1930))

113) エリザベスはコンフォーミティーを押し進めた点では間違っていたが(寛容があつてしかるべきだった)、しかし、国が自由を保つために戦ったその力強さの点では、後世に良い点を残した。

## 第 1 章：参考文献略語表

(洋書)

Collinson ⇒ Patrick Collinson, *The Elizabethan Puritan Movement* (Berkeley; University of California Press, 1967)

Elton ⇒ G. R. Elton, *England under the Tudors* (3rd ed.)(Routledge; London, New York, 1991)

Wabuda ⇒ Susan Wabuda, *Thomas Cranmer* (Routledge; London, New York, 2017)

(和書)

エリクソン, キリスト教神学IV ⇒ ミラード・J・エリクソン著, 宇田進監修, 森谷正志訳, 『キリスト教神学・第4巻』(いのちのことば社; 東京, 2006)

ギリリー & シールズ ⇒ シェルダン・ギリリー, ウィリアム・J・シールズ著, 指昭博, 並河葉子監訳, 『イギリス宗教史: 前ローマ時代から現代まで』(法政大学出版局; 東京, 2014)

ゴンザレス下 ⇒ フスト・ゴンザレス著, 石田学・岩橋常久訳, 『キリスト教史・下巻: 宗教改革から現代まで』(新教出版社; 東京, 2003)

世界歴史体系『イギリス史1』 ⇒ 青山吉信編, 『イギリス史1: 先史—中世』(世界歴史体系シリーズ)(山川出版社; 東京, 1991)

世界歴史体系『イギリス史2』 ⇒ 今井宏編, 『イギリス史2—近世—』(世界歴史体系シリーズ)(山川出版社; 東京, 1990)

『大内乱史I』 ⇒ サミュエル・ローソン・ガーディナー著, 小野雄一訳, 『大内乱史I: ガーディナーのピューリタン革命史』(創英社/三省堂書店; 東京, 2011)

『大内乱史Ⅱ上』⇒サミュエル・ローソン・ガーディナー著，小野雄一訳，『大内乱史Ⅱ上：ガーディナーのピューリタン革命史』（創英社／三省堂書店；東京，2018）

『ドルドレヒト信仰規準研究』⇒牧田吉和，『ドルドレヒト信仰規準研究：歴史的背景と信仰規準とその神学的意義』（一麦出版社；札幌，2012）

浜林⇒浜林正夫，『イギリス宗教史』（大月書店；東京，1987）

マクグラス，キリスト教思想史入門⇒A・E・マクグラス著，神代真砂美・関川泰寛訳，『キリスト教思想史入門：歴史神学概説』（キリスト教新聞社；東京，2008）

マクグラス，キリスト教神学入門⇒A・E・マクグラス著，神代真砂美訳，『キリスト教神学入門』（教文館；東京，2002）

マクグラス，神学のよろこび⇒アリスター・E・マクグラス著，芳賀力訳，『神学のよろこび：はじめての人のための「キリスト教神学」ガイド』（新装増補改訂版）（キリスト教新聞社；東京，2017）

マッキム⇒ドナルド・K・マッキム，『長老教会の問い、長老教会の答え』（一麦出版社；札幌，2006）

#### [辞典類]

岩波キリスト教辞典⇒大貫隆，名取四郎，宮本久雄，百瀬文晃編，『岩波キリスト教辞典』（岩波書店；東京，2002）

新キリスト教組織神学事典⇒東京神学大学神学会編，『新キリスト教組織神学事典』（教文館；東京，2018）